

平成31年3月定例会  
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	平成31年3月5日 (火)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	平成31年3月5日 (火) 午前 8時56分
閉 会 日 時	平成31年3月5日 (火) 午後 3時30分
委 員 長	田中 克美
委員会出席議員	
委 員 長	田中 克美
副 委 員 長	芝寄 和好
委 員	加藤 久子 金澤 孝太郎 川崎 葉子 諏訪 三津枝 市ノ川 徳宏
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 8 号	鴻巣市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例	原案可決
第 9 号	鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 10 号	鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 11 号	鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 22 号	平成 30 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 5 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 23 号	平成 30 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
第 25 号	平成 30 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
第 28 号	平成 31 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 29 号	平成 31 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
第 31 号	平成 31 年度鴻巣市介護保険特別会計予算	原案可決
第 34 号	平成 31 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(福祉こども部)

福祉こども部長 永野 和美  
福祉こども部副部長 田口千恵子  
福祉課長 川畠 利徳  
福祉こども部参事  
兼こども未来課長 岩間 則夫  
こども未来課副参事 伊藤 正一  
保育課長 佐々木晴美

(健康づくり部)

健康づくり部長 高木 啓一  
健康づくり部副部長 細野 兼弘  
健康づくり課長 清水 恵子  
健康づくり部参事  
兼国民年金課長 関根 則男  
長寿いきがい課長 福島 光一  
スポーツ健康課長 新井 隆司

(教育総務部)

教育総務部長 佐藤 康夫  
教育総務部副部長  
兼教育総務課長 岡田 和弘  
生涯学習課長 伊藤 和代

(学校教育部)

学校教育部長 服部 幸司  
学校教育部副部長  
兼学務課長 野本 昌宏  
学務課副参事 藤村 郁夫  
学校支援課長 上岡 勝  
学校支援課副参事 池田 耕司  
教育支援センター所長 神田 英昭  
中学校給食センター所長 森田 慎三

吹上支所副支所長 大澤 昌弘  
川里支所副支所長 山縣 一公

書 記 篠 原 亮  
藤 平 美由紀

(開議 午前8時56分)

(委員長) まだ時間前なのですが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまより本日の会議を開きます。

きのうに引き続き、質疑を続けたいと思います。

質疑のある方、挙手を願います。

(市ノ川) 169ページの介護職員就職支援事業なのですが、市内の方は10万円、転入された方は30万円とありますけれども、市内の方は広報とか市のホームページとかを見ている方もおられると思うのですが、市外の方に転入されるという方に対して周知の方法とかというのはどうなのでしょう。

(長寿いきがい課長) この就職支援金なのですけれども、市内の方に支払うというだけではないのです。市外の方でも市内の事業所に常勤で働くことになった方には10万円を補助するという考え方になります。ですので、一般の方にお知らせをするというよりは各該当する事業所のほうにこういう市のほうで補助金を出す形ができたので、雇用する場合にはそれをPRしていただきたい、常勤で雇用するような形で、資格職の方なのですけれども、雇っていただきたいという話をこれからしていきたいと考えております。

以上です。

(市ノ川) 231ページの障がい者の歯科診療の委託事業のことなのですけれども、現在登録者数と、それから延べ人数、それと去年まではたしか1,700万円だったと思うのですが、2,000万円に、300万円上がったという理由を教えてください。

(健康づくり課長) それでは、まず障がい者等歯科診療の診療の実績になります。平成29年度が登録者数が62人、受診者数が318人、平成30年度におきましては2月末現在となりますが、受診者数が356人、登録者数が74人となっております。また、委託料が今年度末まで1,700万円であったものが2,000万円になったという300万円の値上げの理由ということでございますが、現在医療スタッフとして常勤の医師1名、非常勤医師1名、非常勤の麻酔医が1名、そして常勤の歯科衛生士が1名、パートの歯科

衛生士、受け付け事務、6人の医療スタッフがおります。その医療スタッフの人件費の上昇というふうに考えております。300万円、年間で値上げをいたしまして、2,000万円ということで平成31年度から契約を締結する予定でおります。

以上でございます。

(市ノ川) 159ページなのですが、福祉タクシー、自動車燃料費助成事業がありますけれども、その中で委託料として自動車燃料費助成委託料という名目になっているのですが、これは自動車燃料費助成金というだけではだめなのですか。何を委託するのですか、これは。

(福祉こども部副部長) 福祉タクシー、自動車燃料費の助成事業となっております。福祉タクシーと自動車燃料費の助成をしているのですが、自動車燃料費の助成につきましては社会福祉協議会に委託しております。ですので、委託料として上げさせていただいていますが、その中に助成金も入っております。

以上です。

(市ノ川) 続きまして、185ページなのですが、民間放課後児童クラブ管理運営事業で児童クラブの運営委託料というのは、この額の算出というのは市で行っている値段というか、お金と同じ扱いというか、同じ程度なのでしょうか。

(保育課長) こちらの委託料につきましては、放課後児童健全育成事業の国、県の補助要綱に基づきまして委託料を算定しております。

以上です。

(金澤) それでは、平成31年度一般会計予算について何点か質問させていただきます。

予算書の説明と、あと予算参考資料もあるのですがけれども、これ両方絡めて質問してよろしいですか。委員長、いいですか。

(委員長) はい。

(金澤) まず、一番初め、412ページ以降の債務負担行為についても一度確認をさせてもらいたいののですが、債務負担行為というのは継続費も含めて行政の場合には単年度で、複数年次にわたる事業については記入

するという形になっていると思うのです。それで、どちらかというとは建設工事とか先の読めないものについては債務負担行為ということで、機能的な予算措置がやってきているという状況になっていると思うのですが、どちらかというとは予算の先取りをしているというような形になっていると思うのですが、国庫債務負担行為というのは大体原則5年ですよと、国のほうの債務負担行為というのは5年ですよとなっているのだけれども、これを見ると5年、6年、継続的になっている場合等もあります。それで、その中で例えば420ページちょっとごらんになってください。ここが前年度末までの支出は見込み金額としてゼロですよ、それで右側に該当年次以降の支出予定額ということで31年から36年書いてあるということであるのですが、この事業項目、事項についてはもう30年度に例えば契約をしたとか、業務委託をしたと。ただ、支払いが出ていないから次年度以降になるのですよという解釈でいいのか。誰に聞けばいいですか。文教ではなくなってしまうから。

（健康づくり部長）ちょっと昔財政にいたことがございましたので。今委員さんおっしゃるとおり、30年度からの債務負担行為ということでやっております、過年度分、30年度は金額の支払いはなくて、31年度以降から実際の支払いが発生するということになるかと思えます。30年度はあくまでも債務負担の準備を、事業の準備をしていた中で30年度から始めていますけれども、支払いは31年度からということのご理解でよろしいかと思えます。

（委員長）金澤委員、文教の付託された部分についての質疑にさせていただきたいと思えます。

（金澤）それはわかっているのですけれども、項目が多岐にわたっているから、概算的なものでちょっとお聞きをさせていただいたわけなのですが、それではもう一つ、次の429ページですか。ごめんなさい、歳出の明細表だから……済みません。ページ数、16ページと17ページを見ていただきたいのですが、歳入歳出予算事項別明細表が出ております。歳出について3番の民生費と衛生費、これが支出予算で全体で369億のうち177億1,000万、47.9%とかなりシェアが大きいのです。一般財源の中を見

でも、この民生費と衛生費を足すと102億8,400万ということで、一般財源の全体、268億9,500万から見ても38.2%という状況になっているということで、今までの決算内容から見てもこの民生費と衛生費というのは人口減少、高齢化社会の中で年々増加傾向がかなり強くなっているのですが、今後国の施策等の要因もあると思うのだけれども、一般財源に占める民生費と衛生費の増加傾向というのは今後もどうなのか。また、他市に比べて本市の場合はこういう状況だよというのをお聞きしたいのですけれども。分けないとだめ。民生、衛生だからいいのだろう。

（健康づくり部長） どうお答えしていいかなかなかあれなのですけれども……

（委員長） 総体の財政を聞いている形なので、本当は項目別ごとに聞いてもらいたいのだろうけれども。

（金澤） 文教福祉の中の民生費と衛生費について全体的にどういう支出傾向なのかというのが質問だから、それで答えられなくてはしょうがないではない。

（健康づくり部長） 民生費につきましては、今後どうしても扶助費系の事業が多い費目でございますので、また一般財源を投入する部分が多いというのは今後恐らくそういう形で続いていくのだと思います。それなので、全体的な流れといいますと民生費については増加傾向で一財のほうはふえていくのかなというような印象は持っております。衛生費については、健康づくりの部分と、あとほかの衛生関係もありますので、ちょっと何とも言えないところでお答えできないのですが。済みません。失礼します。

（金澤） 全体的な面でちょっとお聞きしたのですが、では次に民生費について入らせていただきます。

まず、155ページ、生活困窮者自立支援事業についてお伺いしたいのですが、この自立支援、子ども学習、生活支援事業委託とかありますが、これはもう既に継続案件もあると思うのだけれども、どこにどのように委託しているのか、そこをお聞きしたいのですけれども。

（福祉課長） まず、自立相談支援事業については鴻巣市社会福祉協議会

のほうに委託をしております。そして、子どもの学習、生活支援事業については一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワークに委託をしております。

以上です。

（金澤）その下に家計改善支援事業委託料という項目がございます。これ予算説明の中で、今年度新設、新規というのですか、ということなのですか、どのような内容を行うのかお聞きしたい。

（福祉課長）家計改善支援事業については、まず家計の立て直しをアドバイスするもので、家計状況の見える化と根本的な課題を把握し、相談者がみずから家計の管理ができるように、状況に応じた支援計画の作成、そして相談支援、関係機関へのつなぎ、家賃や税金、公共料金などの滞納の解消、必要に応じて貸し付けのあっせんなどを行って、早期の生活再生を支援するものです。

以上です。

（金澤）そういう内容で支援的にはわかったのですが、これは困窮者の人が行政のほうにアクションを起こさないとその処理はできないという形になるのですか。行政の場合ってどっちかというところ、受けるほうだけは受けますよと、こっちから積極的に動かないようなシステム体系になってしまっているのだけれども、この新設の項目についてはどういうふうに考えている。

（福祉課長）相談者がまずは来ていただくのが原則というか、前提になってしまうと思うのですが、相談の中でうちの家計が困ってしまったとかという相談になったときにはこの支援をつなげていきたいと思っています。また、今の生活困窮者については自立相談だとか保護の相談とかあるのですが、よその担当課のほうからこういう人が困っていますという情報はいただいておりますので、そういった形でこちらの事業についても同じような形でいきたいと思っています。

（金澤）次に、167ページの敬老祝金支給事業と敬老会開催事業についてお聞きしたいのですが、これ1人当たり敬老会開催の場合は2,000円の補助が出ますよという形なのです。75歳以上の高齢者というのは年々増加



している状況の中で、前回、前年度の予算のときも私はこれについてはお話をさせていただきました。各自治会とか町内会でやるようにはなっているのだけれども、かなり負担が大きくなってしまっているのです、正直言って。参加者というのは大体40%前後という形になっていて、残りの60%については1人当たり2,000円の補助が入っているために、記念品等は要は全部全戸に配布しなくてはならないという形で、かなり開催する町内会とか何かが負担が大きくなってきているというのは前回もお示しさせていただきましたのです。今回この敬老会開催事業と敬老祝金支給事業、この両方の予算が入っているのですが、予算を作成するときそういう話云々というのは具体的にしたのかどうか確認をしたいのです。

（長寿いきがい課長）予算の策定のときには、あくまでも必要経費ということで全ての人数をカウントして計上している状態ですので、おのおの自治会でどのような開催をするか、またはどのように配るかということに関しては予算の中では検討しておりません。

以上です。

（金澤）それがしゃくし定規というのです。だって、この話というのは昨年始まったことではない。もうここ数年間ずっとこれは言われてきている話なのだから、当然予算をつくるときにただどうすればいいのだろう、数字だけぶっ込めばいいのだという問題ではなくて、具体的な内容についてどうしようかというところを考えて予算というのは作成するのではないですか。だから、前年と同じような金額だから、それを入れておけばいいという予算だと、それは予算ではないではないですか。あくまでも事業に対してこういうことをやりたいから、このための予算がこうですよというところなのです。だから、私が前回お願いしたお話についても、ではそういうものは全然関係なく、2つの項目について予算をしたという形になるわけですか。ということは、前回予算のときも私お話ししましたが、その後何の検討もなく、また同じような予算取りにしたのですか。そこだけ確認したい。

（長寿いきがい課長）敬老会開催事業そのものにつきましては、毎年6月のときに各自治会さんにお話をさせていただいて、実施の考え方、それ

からどのようにお使いになるかというのを確認をしているところでございます。自治会によってはやり方さまざまでございますので、市としては地域での敬老会ということになりますので、自治会のお考えを尊重させていただき、あくまでも予算はそのための必要経費ということで計上させていただきということで、自治会でのやり方、こうなさいというふうに縛るような形での予算の組み方はする考えはございません。

以上です。

（金澤）そうしますと、自治会等からアクションを起こさないと行政側は動きませんよという解釈でいいのですか。というのは、要は各自治会で例えばアンケート調査とか、何かそういうものをやるべきではないかなど。確かに地域ごとに単体でやっているところ、また町内会単独でやっているところ、それは私も十分存じています。ただ、これは過去に行政が中心的にやっていたものを途中から各自治会に分けたという経緯があるわけです。それがある程度うまく機能してきたのだけれども、今後高齢化になって人口がふえてきているのが見えているところでこの見直しというのにも考えないと、今度は逆にさっきお話ししたように自治会負担が大き過ぎてしまうよというところを私はお話をしているのであって、その辺をどういう形で今後予算化していくか、その辺をお聞きしたいということです。

（長寿いきがい課長）いろいろな自治会からもう無理というようなお話も実際にはお聞きしております。そのような自治会単位の中ではやり方の工夫であるとか、最悪どうしても開催ができない自治会さんに関しては、記念品の配布で対応していただきたいというようなお願いをしているところがございます。行政といたしましては、一律に敬老会をやめてしまつてとか、こうしてほしいというような、なかなかそういうご提案というのは各自治会さんのお考えもありますので、難しいと考えております。逆に自治会さんのほうから何かもうこうしてほしいというような意見、お考えがあるようでしたら、アンケートも含めてとっていく必要があるとは思いますが、その中で敬老会のあり方そのものを今後検討していく必要があると考えております。

以上です。

（金澤）この案件については、私も継続的にまたいろいろお話しさせていただきたいと思います。

次に、同じく193ページの保育課の特定教育・保育所等支援事業についてお聞きしたいのです。これは、予算参考資料にも、7ページかな、にも出ておりますけれども、企業内保育の設置とか、そういうものがあって、去年は吹上でふくろうの森ですか、のところが企業内保育の制度を新設したのだけれども、その以降というのは企業内保育なんかのアクションというのはあるのですか。こうやってみたいとかというお話は、行政のほうに話は来ているのですか。そういうのはないのですか。

（保育課長）企業主導型保育の関係でしょうか。そちらについては、今のところ保育課のほうに相談はございません。

（金澤）それと、この項目には、この間ちょっとお聞きしたのですが、土曜日、日曜日、休日保育のものもこれに入っているのですよね。その項目はどこに入っているのですか。一時預かり負担金ではないよな。

（保育課長）休日保育の運営費につきましては、施設型給付費負担金の中に含まれております。こちら公定価格上、休日保育の算定がありまして、そちらのほうを加えて施設のほうにお支払いしているという形になっております。

以上です。

（金澤）この保育所はどこだと話できる。

（保育課長）現在30年度までは認定こども園めぐみの木こども園、そちらのほうで実施をしていただいていた。引き続き31年度以降もやっていたのですけれども、31年度から予定ではふくろうの森の保育園、それから事業所内保育の元気キッズ、そちらのほうで休日保育を受けてくださるということで予定しております。

以上です。

（金澤）わかりました。

次に、203ページの生出塚保育所の管理運営事業のところの下のほうに工事請負費で園庭芝生化工事が出ております。これは、鴻巣保育所も多分

やと思うのですが、これも予算参考資料の8ページにも出ておるわけなのですけれども、土ぼこりが飛散する防止とか、夏場の温度上昇の抑制とか、子どもの安全対策ということで作るのですよという形でお話は受けているのですが、芝生化って今小学校等も芝生化をやっています。芝はきれいでいいのだけれども、管理が大変なのです。小学校の場合はPTAさんとか地域の人たちがいろいろ手伝いをしてきているのだけれども、保育所の場合はその管理はどういうふうにするのか聞きたいのですけれども。

(保育課長) 保育所の場合には業務委託という形を考えております。以上です。

(金澤) では、業務委託でやるという形で考えているということですね。わかりました。

次に、231ページで、今市ノ川委員からもお話があった障がい者の歯科診療運営業務委託でございます。前年が1,700万、今回2,000万ということで、先ほど人件費がふえたというお話がございました。ところが、平成26年度から5年間で契約しているので、今年度が新たな再契約という形になってくるのでしょうかけれども、再契約の場合には先ほど利用者の実績というのは今お話しいただきましたが、この利用者の住所ベースというのは結構つかんでいるのですか。要は鴻巣地区だけではなく、ほかからも来ていると思うのだけれども。

(健康づくり課長) 利用者の方は、市内の方というふうに捉えております。

(金澤) 市内の方に限定ですか。

(健康づくり課長) 対象者としては、市内に在住の方ということでお願いをしております。

(金澤) この障がい者歯科診療というのは、埼玉県でも数カ所きりないわけよ。それで、そのところに近隣の障がい者の方も治療に伺っているわけだよ。だから、その辺は把握していないのですか。

(健康づくり課長) 現在県の障がい者の方を対象とした施設が5施設と、あと埼玉県の歯科医師会口腔保健センター、さいたま市にございますが、

そちらで1カ所、あと自治体としては所沢市が1カ所というふうに把握しております。鴻巣市内の方は今アネックスビルの中にある診療所のほうに来ていただいているのですけれども、それ以外の地域にお住まいの方はこちらの5施設、あるいは埼玉県口腔保健センターのほうに行かれているというふうに把握しております。住所に関しましては、市内の方というところまでしかちょっと把握はしておりません。

(金澤) わかりました、それは。5年間の委託事業という形で今年度新たに31年度ということだと、一旦リセットしてし直すということなのですが、この5年間の実績等の費用対効果というのはどのようにつかんでいるのか。わかる範囲で結構です。

(健康づくり課長) 5年間実施をしてまいりまして、1日平均にしますと大体3人ぐらいの方の診療をやっていただいたことになりましたけれども、やはり歯科診療になれるためのトレーニングから先生のほうに手厚くやっていただいております、恐怖感がなく診療を受けていただけるような形で治療をお受けいただけることができるようになったということと、非常に身近な場所で治療を受けていただくことができるということが大きな成果ではないかと思うのですけれども、そういったことで障がい者の方たちが安心して地域で治療が受けられるという環境づくりの推進につながったというふうに考えております。

(金澤) よくわかりました。

では次に、教育費のほうへ移らさせていただきます。職員の人件費なので、どこで聞こうかなと思ったが、331ページあたりの職員の人件費という形で出ておるのですが、もう皆さんもご承知のように、全国的に教育現場の負担増加ということでかなり社会問題として指摘されていると。国の来年度から働き方改革ということで公務員の時間外の削減とか、そういうような形がこれから変わってくるだろうという中で、教育委員会の先生方というのはどちらかというと従来から学校というのは勤務時間の管理マインドというのがないと言ってはおかしいですけれども、非常に教育的聖域の中での先生方なので、そういうところの見方というのは保護者も見ているので、どちらかというと聖域的な考えなので、大変ご

苦勞をせざるを得ない状況で今まで来たと思うのです。この働き方改革云々で公務員がいろいろ変わるのだけれども、特に教職員の長時間の労働の是正の取り組み、この辺が国からも示されているとは思いますが、本市としてはどういうふうにお考えになっているのか確認したいのです。

（学校教育部副部長兼学務課長）まず、勤務時間の管理につきましては平成29年度9月からICカードによる勤務時間の管理のほうは継続して行っております。そちらにつきましては、いわゆる残業の部分が月80時間を超えるような状況につきましては、校長等と面談をするということで指示はしてあります。それから、今年度に入りまして留守番電話のほうを導入させていただきまして、小学校につきましては午後6時から翌朝の7時半まで、中学校につきましては午後6時半から翌朝の7時半まで留守番電話の設定ということで対応をさせていただいております、電話対応のほうが大分なくなったことによって落ちついて……そういった時間外の部分で対応のほうが必要がなくなったという声は聞いております。なお、働き方改革のほうで45時間という一つの目安は出ておりますけれども、こちらについては教育のほうの適用はこれからかなというふうに考えております。なお、今県のほうが業務改善の方針のほうを策定中ということで、年度内には方針を示すというようなことが出ておりますので、そちらのほうを受けまして、来年度余り遅くない段階で業務改善方針のほうは策定していきたいなというふうには考えております。以上でございます。

（委員長）金澤委員、時間ですので、最後でお願いします。

（金澤）済みません。同じく345ページの学校図書館支援事業でございますが、今回新たに、新規事業ですよ。それで、市内の小中学校の図書館に支援員を配置するのだけれども、これは業務委託になっているのだけれども、まず委託先はどちらですか。

（生涯学習課長）指名型プロポーザル方式で決めている中では、最終的には株式会社図書館流通センターに決まって通知を送っております。

（金澤）次に、349ページと355ページの小学校教育用パソコン、中学校

教育用パソコンについてお聞きしたいのですが、これ電算機システムの借上料とかリース料とかいう金額でなっている。金額はかなり大きいのでしょうかけれども、このパソコンってデスクトップのパソコンの解釈でいいのですか。

（教育総務部副部長）それぞれの学校のパソコンルームのほうにございますのがデスクトップ状でございます。また、教職員のほうに配付しております校務パソコンにつきましてはノート型という形になっております。

以上でございます。

（委員長）時間なのですが。

（金澤）ここだけやらせてください。昨年10月に文福で視察に行って、近畿の淡路市にアイパッドの活用教育推進事業というのを勉強してきたのです。こちらも誰か行っていますが、英語と例えば理科とか、体育なんかでもアイパッドで授業をしているという状況があって、ほかの小学校、中学校でも、小学校から使ってそのままその機械を中学校に貸与できるような形で動いているような市町村もあるのだけれども、今キャッシュレス化ということでタブレット端末を導入しようとかというのが国の動きでもあるのです。そうすると、これからの教育行政の中でパソコンというものの概念をちょっと見直さなくてはならないのかなというところがあるわけです。今回市の職員さんのほうではタブレットか何か使うのでしょうか。使わないのか。

（教育総務部長）これは範疇ではないのですが、新年度からの内部会議についてはタブレットを使って、それを検証しようという動きはあると聞いております。

（金澤）それなので、小中学校のパソコン云々についてももう見直しというのを十分検討していかないとだめな時代になってしまっているのではないかと、それについてご認識はどうだと思えますか。それだけ確認します。

（教育総務部副部長）文部科学省のほうから教育のICT化に向けた環境整備の5カ年計画という部分が2018年度から2022年度の5年間の中で

計画のほうを示されております。この中に今委員さんのほうが申し上げておりますようなタブレット化、または高速のインターネット、または無線のLANのこういった整備のそういった指針のほうを示されておる状況でございます。本市におきましては、平成32年の8月にリース切れと、現在使用しております部分のパソコン等がリース切れとなりますので、その次の更新のタイミングにつきましては文部科学省のほうから示されておるこういった部分を検証しながら、タブレットまたはそれぞれの環境整備という状況につきまして、現在検討委員会を教育委員会の中で立ち上げまして、今後の整備計画に向けて現在検討しておりますところでございます。

以上でございます。

（金澤）最後です。これほかの先進自治体はかなり使っていますので、よくその辺の内容を確認していただいて、どうせ導入するならばかなりそういうものが網羅できるシステムのものを導入したほうがよろしいと思います。

以上です。済みません。時間があれなので、これで終わりにさせていただきます。仮に時間があつたら後でお聞きします。

（諏訪）では、153ページからお願いします。下のほうの避難行動要支援者事業なのですが、これ前回、前年度は517人が登録されていたということなのですが、今回前年度より予算が大幅に減ってしまして、住宅地図の複製や何か項目がないので、その分かなと思うのですが、登録者数や何かに変化があつての減額なのかを伺います。

（福祉課長）減額につきましては、今諏訪委員のほうから言われたとおり、29年度には住宅地図の更新をしたことに伴って、平成30年度に著作権住宅複製の使用料が発生しましたので、その分が31年度には生じないため減額となっております。

以上です。

（諏訪）登録者数に変化はなかったのでしょうか。

（福祉課長）登録者数につきましては、31年の2月1日の登録者になりますが、504人となっております。



以上です。

（諏訪）これから災害時や何かで本当に擁護が必要な方というのはもっとたくさんいらっしゃるのかなと思うのですが、これはご自身でそういったものを希望されて登録されているというふうに思うのですけれども、まだまだこの制度を知らない方もいらっしゃるのではないかなと思うのです。ひとり暮らしの方だとか、そういった方にもう少し積極的に、せつかく地図もきちんとされて、いざというときにはお互いが上手に支援をできるようにすべきかなと思うのですが、今後このシステムをどう生かしていくのかを伺いたいと思います。

（福祉課長）確かにいつ災害があつてこの名簿が必要になるか、大切なことだと思っております。今現在もこの制度が浸透していないのかなというところもありますので、現在は市の広報に載せたり、あと支部社協のほうに行つて説明を今までもしてきました。今年度なのですけれども、防災フェアをしたときにこの制度を広めたというか、啓発をしておりますので、今後もそのような啓発の方法を考えながら浸透させていきたいと思っております。

以上です。

（諏訪）159ページです。上のほうの難病患者なのですが、毎回伺っているのですが、難病患者手当を5,000円から1,000円に減らして、そのときの理由が難病指定の数がおよそ5倍になるからということだったと思うのですけれども、ここは経年で予算額を見ていますと毎年下がっていますね。今回も前年度よりは50万円の減額となっているのですけれども、これは実際に難病患者の手当を受ける方が減っているのか伺いたいと思います。

（福祉こども部副部長）難病患者の手当の関係ですけれども、前回の減額の際には障がい者の総合支援法に基づきまして、障がい者の福祉サービスが受けられるようになったということもございます。そちらを受けていただくということで減額をさせていただいた状況ですが、患者数が減ったというよりも周知のほうは保健所のほうに案内をして、保健所から手続をしたら市のほうに回っていただくようなご案内をしていただく

ように依頼はしております。ただ、今回実績を見ますと、30年度の今の状況でも若干減っている形にはなっております。30年3月31日現在で652名ということになっていきますので、これは横ばいという形で予算のほうは組ませていただいております。

（諏訪）そうしますと、難病の指定はふえたけれども、患者数は横ばい、もしくは下がっているということになりますよね。

（福祉こども部副部長）済みません。患者数自体を捉えてはおりませんが、申請数が減っているという形になります。以上です。

（諏訪）そうしましたら、障がい福祉サービスを難病の方が新たに利用がふえたかどうか伺いたいと思います。

（福祉こども部副部長）難病患者の方が障がい者福祉サービス、かなり受給をされておりますが、何人がどのサービスを受けているということは今数字を捉えておりません。申しわけありません。

（諏訪）難病患者手当を下げるときに障がい福祉サービスが使えるようになったからというご説明があったと思うのですがけれども、実際には難病の患者さん、年齢幅も結構ありますので、障がい福祉サービスをすぐ使うというような気持ちになれない方もいらっしゃる、逆に就労したいというような方もいらっしゃるのです。そういった中で今まで通院のために5,000円を使っていたけれども、1,000円になって通院もなかなかしにくくなったという声があるのですが、これをまた今逆に予算が下がっているのですけれども、人数的には申請者の人数も下がっているわけですから、それに障がい福祉にサービスを使ったというような実績も余り受けとめられていらっしゃるようなので、これをまた増額にする予定はありますか。

（福祉こども部副部長）この難病の患者の手当につきましては、県内でも実施していない自治体も少なからずともあるということで、本市市単独の補助事業として今後も継続していく考えではございますが、増額については現段階で考えておりません。

以上です。

(諏訪) 163ページです。中段の障がい者の訪問入浴サービス事業なのですが、これがことしの4月から所得の課税対象の方が1割の利用者負担、15歳未満の方が1割の半分の0.5割の負担、有料になるということのご説明がありましたけれども、実際に利用者さんの負担というのは今20人が登録されているということなのですからけれども、お一人大体負担はどのようになりますでしょうか。

(福祉こども部副部長) 今回の改正によりまして影響の出る方ということになるかと思いますが、課税世帯については現在ゼロになります。ただ、障がい児のほうに関しましては保護者様の収入が課税対象になりますので、どうしても出てしまう方が現在2名おります。以上です。

(諏訪) 訪問入浴サービスがどのぐらい1回かかるのかわかりませんが、利用額をお願いします。

(福祉こども部副部長) 訪問入浴サービス、1回につき1万2,500円かかるのですが、そのうちのお子さんに関しては5%、課税者については10%という形になっております。

(諏訪) 私ちょっとこの訪問入浴サービスというのは、普通は老人介護の場合ですと車ごと来て全部しつらえてやっていただく、その金額と非常に同じようだなと思いましたがけれども、そういったタイプの訪問入浴ということですね。

(福祉こども部副部長) やり方としては介護のほうと同じであって、介護の負担を使っている自治体もございます。

(諏訪) 165ページです。中段の、新たに手話言語条例ができて初めての予算ですので、伺いたいと思います。手話活動支援事業ということでございますけれども、言語条例を広めるためにはパンフレットというような項目がふえたと思いますが、新たに委託料として手話通訳者派遣のための予算が少し多くなったなと思います。実際に手話通訳をお願いされる件数とかというのはふえている予想で多くしたのでしょうか。それとも、通訳者のための報酬というか賃金といいますか、そういったものがアップするという事で予算が多くとられたのかを伺いたいと思いま

す。

（福祉子ども部副部長）こちらにつきましては、派遣のほうの件数がイベント等で使われる回数が多くなるかなという見込みも入っております。特に報酬が上がったということではございません。

以上です。

（諏訪）現在通訳者の派遣の費用というのは、実際に通訳者が受け取る金額というのはお幾らなのでしょう。

（福祉子ども部副部長）まず、2時間までが4,000円という形になります。30分を超えるごとに500円の加算がございまして、1日上限が7,000円、このほかに実費で遠くに行かれた場合は公共機関の交通費が出ます。以上です。

（諏訪）手話って本当に大変だなと思っているのですけれども、時給が低いのではないかという声も聞かれています。要するに受け取る賃金が低いのではないかという声も聞かれています。要するに腕を動かしたりして、肩を痛めたりする方もいらっしゃるというふうに聞いているのですけれども、1日拘束で7,000円というのはちょっと安いのではないかなという気がするのですけれども、この辺はよその自治体などと比べてどうなのでしょう。

（福祉子ども部副部長）近隣と比べまして報酬についてはほとんど差はないのですけれども、若干出張の際の扱いが違ったりする場合もあるとは聞いております。ただ、済みません、詳しいところはまだこちらのほうに情報がないので、調べておりませんので申しわけないのですが。

以上です。

（諏訪）次のページの167ページです。下のほうのシルバー人材の助成事業でございますけれども、現在734名登録されているというふうにも何かで伺ったような気がするのですが、実際にシルバー人材さんでお仕事を派遣されていらっしゃる方から、ちょっと危険なところの派遣もあるというふうにも伺っているのですが、例えば高所の樹木の剪定だったりがあるらしいのですけれども、事業内容、シルバー人材さんが請け負う事業の内容などの把握がどうなっているかを伺いたいと思います。

(長寿いきがい課長) このシルバー人材センターの助成事業は、シルバーの運営補助という形になっておりますので、シルバーさんの事業そのものがどのような形でやっているかというのは行政側ではちょっと把握をしておりません。

以上です。

(諏訪) これは市の予算で運営事業を補助しているということですので、その先、シルバー人材センターでどんな仕事を高齢者にお願いをしているのかという内容も含めて、やはり管理する必要があるのではないかなと思うのですが、そういったいわゆる契約にはなっていないということでしょうか。

(長寿いきがい課長) シルバーからの事業報告、それから運営の計画というのは市のほうに提出していただいているところでありますけれども、それをこれはやってはいけないとか、これはオーケーですよというような、こちらで判断をするということはしておりませんで、あくまでもシルバーさんがこういうものをやりますということであれば、わかりましたというような、そのような位置づけになっております。

以上です。

(諏訪) 高齢者の方の生きがいの観点からもシルバー人材ってあるかと思うのです。それとは逆に、少しでもやはり働いて賃金を得たいという方もいらっしゃると思います。今政権のほうでたくさん就労している方がふえている、ふえていると、雇用がふえていると説明されていますが、実際には70歳の方々がまだまだ仕事をせざるを得ない状況ということがあって、シルバー人材に登録しているという方もいらっしゃるかと思うのです。そういったところでどんな就労状況なのか、それから危険作業はないのかということも含めて、もう少し事業報告を見たり、計画を見たりした時点でシルバー人材事業のところと話し合いが持てないのでしょうか。

(長寿いきがい課長) シルバー人材センターそのものは、就労という位置づけではなくて、あくまでも高齢者が自分の持っている技術を高齢の中でというか、時間の中で提供して、幾ばくかの謝礼をいただくという

ような位置づけになっておりますので、就労という考え方で行政サイドはシルバーを指導していくという考えはございません。

以上です。

（諏訪）169ページです。新たに介護従事者ですね、介護職員の就職支援事業、新規でということで、先ほども前任者がいろいろと聞いてくださいましたけれども、これは10万円と、あとは転入の場合には30万円。これは就労した人に渡すのか、それとも事業所に渡すのか、あと受け取るための要項が少しわかれば伺いたいと思います。

（長寿いきがい課長）この補助金は、全て個人にお渡しいたします。就労をしたときから2カ月以内に申請をしていただければ、こちらで補助金を出すという形になります。市内の事業所に常勤でというのが条件になりますので、先ほど市ノ川委員さんのほうからお話というか、ご質問があったとおり、市民の方にお知らせするのかというお話の中では事業所を主とするというのは、事業所のほうで常勤で雇っていただかなければいけない、そういう条件がございますので、事業所のほうに主としてお知らせをしていくということで、要項そのものは今つくっている段階ではあるのですけれども、お話としてはそのような流れになります。お金を渡す方は市民とは限らず、市外の方でも結構です。ただし、市民になっていただければ30万円のほうをお渡ししますので、ぜひ転入をしていただければということも、こちら市側としては考えておりますので、そこも含めてPRをしていきたいと思っています。

以上です。

（諏訪）対象となる事業所なのですか、どういったところですか。

（長寿いきがい課長）まず、市が指定をしている介護事業所ということで地域密着型サービス事業所というものになります。これは、デイサービス、それからグループホーム、それから小規模多機能型介護支援、それから小規模の特養、鴻巣市内では1カ所だけあるのですけれども、そういう事業所になります。もう一つが施設サービス、つまり夜勤をやる事業所というのを考えておまして、こちらは特別養護老人ホームであるとか老人保健施設、老健ですね、このように夜勤が必要なところ、つ

まり人手不足が見込まれる施設、この２種類をとりあえずは条件として31年度考えております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、地域密着型の施設などですといわゆる夜勤をやらない常勤者もいるかと思うのですが、その夜勤をやらなくても勤務状態がどうということは関係なく、常勤であればということによろしいのでしょうか。

（長寿いきがい課長）委員さんのおっしゃるとおり、常勤を条件として、それからもう一つ、言い忘れました。3年間は常勤で働いていただくというのが条件になりますので、先ほどお話をした、事業所側でもある程度覚悟していただきたいというのが、そういう部分でもその方をずっと雇っていただかなければいけませんので、そういう話をしていきたいと思っております。ですので、勤務としては常勤、3年というのが条件というだけで、夜勤とかそういうことは考えていない部分もあります。

以上です。

（諏訪）そうしましたら、175ページです。子育てアプリというのがあったと思うのですが、情報発信型子育て支援事業、中段です。子育て応援アプリというのが、これは去年から始まったのでしょうかね。去年アクセス件数4,045件だったということで、今回も前年度並みの予算ですけれども、実際にアクセス件数がうんとふえているとか、あとはこれによって実際に子育てをしている方々のお困り事だとか、そういったところに有効に役に立ったとかという、そういった事例がありましたらお答えいただきたいと思えます。

（福祉こども部参事兼こども未来課長）この子育て応援アプリにつきましては、平成27年度に導入をさせていただいたところです。今現在、これは31年の1月末現在になるのですけれども、ダウンロード数につきましては4,482件ということになっております。毎年といたしますか、今回ちょっとアプリの見え方といいますか、並び順ですとか、そういったものがちょっと見にくいというお話もありましたので、その中を精査をいたしまして、使っている方々に見やすいような形にちょっと変えた部分で

はあります。具体的に、ではそれを見ての反応というか、そういったものについてはまだちょっとわからないのですけれども、ただ窓口に来てアプリを見て申請に来ただとかという声も何件かあるということは聞いております。

以上です。

（諏訪）やはり若い方々は、情報を取得する手段として本当にインターネットが主流になっているなと思います。その割には余り伸びていないというところで、このアプリに入っている情報というのはどういった情報が入っているのでしょうか。

（福祉子ども部参事兼子ども未来課長）こちらにつきましては、今まで子育てガイドブックというのがあったかと思うのですけれども、そちらとほぼ同じような情報があります。それを例えばお金に関することですか、遊びに関することですか、預けるとか、そういうふうに目的別にちょっと並びかえをさせていただきまして、わかりやすくしたところがございます。

以上です。

（諏訪）例えばこの子育てアプリを使って申請の様式に入り込めるというようなことはないのでしょうか。

（福祉子ども部参事兼子ども未来課長）こちらのアプリにつきましては、ホームページのほうにも飛ぶような形にはなっているはずなので、そちらのほうのホームページにもいろんなサービスの申請書とか掲載をさせていただいておりますので、そちらのほうで確認はできるかと思います。以上です。

（諏訪）185ページです。下のほうの長期休業期間の放課後児童クラブ、新規の事業なのですけれども、3カ所で行うというふうに説明があったかと思うのですけれども、一応長期休業ですので、冬休み、春休み、夏休みというこの3種類を予定しているということによろしいのでしょうか。

（保育課長）今はとりあえず夏休みの長期休業期間を予定しております。以上です。



(諏訪) 今後は春休み、冬休みはどうされる予定でしょう。

(保育課長) 春休み、冬休みにつきましても場所としてはあれですけれども、集約は考えていく予定であります。

以上です。

(諏訪) 187ページです。中段の要保護児童対策事業なのですけれども、この中に家庭児童相談員というような項目もあります。今本当に児童相談所との連携がすごく大事だと思うのですが、この事業に関して児童相談所との連携というようなこともあるのでしょうか。

(福祉こども部参事兼こども未来課長) こちらの家庭児童相談員につきましては、例えば養育に関する相談ですとか、家庭での子育てに困ったこととか、そういったものの相談を受けております。また、先ほど委員さんのおっしゃられた児童相談所との連携という部分につきましては、要保護児童対策の中で、例えば虐待ですとか、そういった部分に関しましては通報があったとき、危険だというふうな判断をした場合につきましては、こちらから児童相談所のほうに連絡をさせていただきまして、一緒に連携を図ってやっていくと。あわせて、命にも危険を及ぼすというようなことがあろうかと思っておりますので、そういった場合につきましては警察のほうにも連絡をさせていただいて対応しているところで

以上です。

(諏訪) 当市においても児童相談所との連携をとられていて、例えば毎月何回そういった会議を持つとかということがあるかと思うのですけれども、実際に児相とのタイアップをしなければならないようなケースというのはありますか。

(福祉こども部参事兼こども未来課長) 実際に毎月実務者会議というものを開かせていただきまして、その中に児童相談所あるいは鴻巣保健所、警察、教育委員会等、そういった方たちが構成になって実務者会議を開いております。その中でケースといたしまして、毎月おおむね60件前後ですか、そういった方たちの進行管理といいますか、今の状況はどういう形になっているというようなことを情報共有しまして、その中でそれ

ぞれのケースについての対応を検討している、そういった状況でございます。

以上です。

（諏訪）進行形の60件、60人の、60カ所のご家庭があるというところでは非常に件数が多いなというふうに感じるのですけれども、例えば長期で学校に行けない子どもたち、そして実際に親御さんと学校が連絡がとりづらかったり、ましてや市役所と連絡がとりづらかったりするケースもあるかと思うのですけれども、そういったケースというのはこの60件の中にどのぐらいありますか。

（福祉こども部参事兼こども未来課長）学校のほうで、例えば不登校ですとか、そういった場合においてなかなか先生のほうもお子さんと会えないですとか、そういった件数は何件かあろうかと思えますけれども、その場合につきましては学校あるいは教育委員会と連携をしまして、一緒に訪問したりですとか、あるいはどうしても会えないというような場合につきましては警察にもご協力いただきまして、警察と一緒に訪問に行って合わせてもらうというような形もっております。

以上です。

（委員長）時間です。皆さん、時計を見ながら質問してほしいのですが、あと意見、要望等が質問よりも多いので、どうしても長時間にわたってしまうのかなと思いますが、一応一旦閉めたらもう一回は質問させます。そのときには、もうちょっと時間を区切って、時計があるのですから、そこを見ながら、あと何問とか、あと5分とかということをお願いをしたいと思います。とりあえずよろしいですか。終わります。では、再質ないですね。それでは、諏訪委員、引き続きどうぞ。

（諏訪）ありがとうございます。済みません。そうしましたら、最後に保育ステーションのところですか。195ページです。新しい事業で始まるのですけれども、たしか議会の中では公立保育所に通う子どもたちが対象というふうに私伺っていたのですが、違いましたか。「かがやき」を見てびっくりしまして、民間保育園もだなの思ったのですが、違っていたんですね。

（保育課長）もともと公立保育所に限ってではなくて、市内の認定こども園、保育所ということで考えておりました。

以上です。

（諏訪）既に3月ですし、4月から始まるわけなのですが、もうかなり具体的に進んでいるかと思うのですけれども、ここに保育ステーションを使いたいと申請のあった方はどのぐらいいて、4月からどんな運びで進むのかということ伺いたいと思います。

（保育課長）申しわけございません。まだちょっと、受け付けが2月の6日から始まりまして、まだ受け付け期間だったものですから、集計がちょっととれておりませんので、人数については、申しわけございません、答えられません。

以上です。

（諏訪）現在はっきりしていないということなのですが、予算はきちっととられていまして、2,825万8,000円なのですが、この予算の内訳というのでしょうか、事業所がお使いになる内訳を少し教えていただきたいと思います。

（保育課長）この予算の内訳につきましては、まずバスの借上料とか保育士、運転手、それから保育補助者の賃金、それから消耗品、備品購入等を計上しております。

以上です。

（諏訪）オーバーしているところ申しわけありません。バスの借り上げの金額は、教えてください。

（保育課長）10人乗りのバスを2台借り上げる予定になっておるのですけれども、予算としては1台月10万6,300円を予定しております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、請け負う事業者としてはバスの借り上げ、10人乗りが2台ということは20人乗れる、1日20人はできたらやりたいなともし私が事業者だったら思うのですけれども、現在のところ利用される人数がはっきりしないということなのですが、この辺は見合った人数になりそうかどうかの予想だけ伺いたいと思います。

(保育課長) ちょっと集計してみないとわからないのですが、事業者のほうも20人は受け入れていきたいということで申しておりますので、そちらのほうで対応していきたいと思います。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時13分)

---

(開議 午前10時34分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(福祉こども部副部長) 済みません。先ほどの諏訪委員のご質問の中で手話通訳の派遣の報酬の件でご質問あったと思うのですが、ちょっと近隣のほうを調べてまいりまして、北本が2時間3,000円で30分500円の加算、1日上限は設定していないそうです。あと、上尾につきましては2時間3,300円、500円の加算も同じです。さいたま市については、鴻巣市と全く同じでございました。ということで、近隣との差はそれほどないということと若干上回っているということをお願いいたします。

以上です。

(川崎) それでは、153ページの民生児童委員活動支援事業についてお伺いいたします。

なかなか、なり手不足ということで、どこでもご苦労されているかと思うのですが、現在民生児童委員さんの人数、また3年間で更新というふうには伺っているのですが、一番長い方でどのぐらいやっ  
ていらっしゃるのか。また、年齢制限があるのかについてお伺いいたします。

(福祉課長) 鴻巣市の定員は、民生委員児童委員の定員は202名となっております。今現在、欠員が主任児童委員で1名いまして、現在は201名となっております。ただ、4月の1日時点で主任児童委員を1名委嘱になるようになっておりますので、4月には202名ということになります。

それと、年齢制限になりますが、75歳未満の者ということで国のほうから通知は来ております。

それと、1人の方が何年ということなのですからけれども、そちらについては人それぞれで、長い方は十何年やっているとか、そういった方もいますし、1期でやめる方もおられます。

以上です。

(川崎) それでは、165ページの手話活動支援事業、手話言語条例に伴っての予算措置ということでお伺いをいたします。

こちらについては、さまざまパンフレットの周知ですとか、皆さんに周知をしていただくということは大変に重要なことであると思っております。いい事業をやっていたら期待をしているわけです。1つお伺いしたいのが、2月にアンケートを行ったということでした。このアンケートの内容について取りまとまっているのか、またどのような内容であったのかということをお伺いをいたします。

(福祉こども部副部長) 2月中にお配りしたアンケートなのですが、内容につきましては日常生活の中で困っていること、あと市民全般に知ってほしい障がいの特性等の内容になっておりまして、今、3月8日が締め切りになっております、回収中ということで。いろいろ意見のほうは出ているようです。

(川崎) 手話通訳までいなくても、手話を学ぶ機会を確保するということが大変大事だと思うのです。市によって手話の学び方というのはさまざまかと思えますけれども、鴻巣市の場合、手話通訳を目指すということがありまして、大変ハードルも高いのかなというふうに感じております。それで、現在の講習についてなのですからけれども、手話通訳の講習について今後どのようなあり方が望ましいというふうに思っているのかどうか。近隣の状況ということについては把握をしていらっしゃるのでしょうか。

(福祉こども部副部長) 手話通訳者の育成という面では、これまでと変わらず育成のほうは募集をして、していきたいと思っております。そのほかに学ぶ場ということでは、これから策定いたします推進方針の中でその方法を模索しながら策定していきたいと思っておりますので、まだ具体的にはどういった方法というのは考えておりません。これから近隣

の情報も得、聴覚障がい者団体等の意見を聞きながらその辺を決めていきたいと思っております。

以上です。

(川崎) それでは、続きまして185ページの長期休業期間放課後児童クラブ管理運営事業についてお伺いをいたします。

何名かの委員の方がもう既に質問をされているわけなのですが、このことについては私も市民相談として受けておりました。このことに至る経緯についてまずはお聞かせ願いたいというふうに思います。

(保育課長) 児童クラブのほうなのですけれども、長期休業期間中の支援については、今まで定員に余裕のある児童クラブでのみ受け入れを行っておりまして、余裕のないところ、いっぱいのところにつきましては学区外での受け入れを行っておりました。そういったこともあることと、あと状況といたしまして要は長期休業期間の入室児童がふえるということによりまして、新規に利用する方への支援が行き届かなかったりだとか、学区内に入室できなかった方、保護者の方に対しての不公平感とか、そういったこともありまして、それと支援時間が、通常より夏休みの期間が長くなりますので、やはり支援室の不足等もありました。そういったことを踏まえまして、長期休業期間の入室児童数がふえていることから、要は長期休業期間に利用する児童とか保護者に対してきめ細かな支援を行うために今回このような形をとろうということで決めました。

以上です。

(川崎) 今のご答弁ですと、これまで定員に余裕があるところは受け入れていたということでございました。新たに鴻巣地域、川里地域、吹上地域。吹上地域は場所はまだ検討中ということでございましたけれども、鴻巣は中央公民館、川里は、これも屈巢、広田、共和のどこか一室ということぐらいでしょうか、今の段階では。では、今まで定員に余裕があり、長期休業期間の放課後児童クラブとして受け入れていたところというのは今出ますか。

(保育課長) 済みません。先ほどのあれなのですけれども、一応全部の児童クラブで受け入れるというか、全学区のお子さんの受け入れは行っ

ておりました。ただ、自分の学区内で受け入れができないということもありましたということで、済みません、先ほどの訂正をさせていただきます。

実際に受け入れられたところなのですけれども、その年によってというか違っておりました、例えば馬室とかというのは実際に最初からいっばいの状況でありますので、馬室は受け入れできなかったとかというような状況ではあります。今ちょっとどこがいつ受け入れできなかったということは把握できておりません。済みません。

（川崎）いろいろお母様方のご意見というのはさまざまありまして、では今のお話ですと例えば馬室のほうでは受け入れられなかった方が今度は中央公民館のほうだったら受け入れられると、そのような状況ということでしょうか。

（保育課長）そのような形になります。ですので、どちらの学区の方も長期の休業期間を集約させていただいて、そちらで受け入れる。長期のお子さんについては、例えば鴻巣であれば鴻巣の放課後児童クラブのほうで受け入れるという形をとりたいと思っております。

以上です。

（川崎）およその人数の見込みというのは出ますか。

（保育課長）先ほども年々ふえているということでお話ししたのですけれども、27年度は夏休みの受け入れが99名、鴻巣市全体でなのですけれども99名、28年度が132名、29年度が158名、30年度が168名ということになっております。一応今予定しておりますのは、160名を想定して今回の委託料のほうの積算をしております。

以上です。

（川崎）では、249ページの産後ケア事業についてお伺いいたします。このことについては、妊娠から子育てまで切れ目ない支援ということで子育てワンストップ窓口、鴻巣版ネウボラというものが完成しており、私も大変それはうれしく思っているところなのですが、この産後ケア事業についてはさまざまな壁があり、何度か私も議会質問してきましたが、なかなか難しいものがございました。今回できるということはいはうれしい

のですが、そういうふうになった経緯について伺いをいたします。

（健康づくり課長）現在母子健康包括支援センターと子育て世代包括支援センターで、切れ目のない支援をさせていただいているところでございますが、国のほうから平成29年の8月に産後ケア事業ガイドラインというものが出されました。そういった中で現在核家族化が進み、自分の親になかなか子育ての支援を求めることが難しい、あるいは近くにいてもいろいろな環境で子育ての支援をなかなかお願いしにくい。そういったことから、妊娠、出産、子育てを家庭のみに任せないで、地域で支援していこう、妊産婦の孤立を防ごうということで国のほうでガイドラインを示しました。そういった中で、幾つかの親子に対しての支援事業があります。市としては、産後ケア事業ということで出産後間もない親子に対しての支援を考えたのですけれども、そういった中で市内近くに医療機関、助産師、また看護師と、また分娩を担当する医師、そういった環境が整った医療機関が身近にあるということで、既にこういった似たような事業を実施されているということで、貴重な支援が近くにあったということで利用させていただくようにいたしまして、この計画を立てさせていただいております。

（川崎）これは、本会議でおよその利用の予想はということで質疑がありまして、800人程度出生すると、赤ちゃん。そのうちの約1割の方が産後鬱になる、そのような予想を踏まえて80人、またそのさらに2割程度の16名の利用予想ということでの予算措置というふうに伺っております。といいますと、これは産後鬱にならないと利用できないということなのかどうか、そのことについて伺います。

（健康づくり課長）利用していただける方といたしましては、産後鬱に限らず、子育てですとか育児、そういったところに不安ですとか、あとは心理的な不安がある方、そういった方は対象としてご利用いただけるような形で考えております。

（川崎）妊産婦健康診査委託料にもかかわってくるかと思っておりますけれども、新たにノンストレステストを導入するというところでございました。こちらとの関連性というのはどうなのでしょう。



(健康づくり課長) 新たな妊産婦健診の中にノンストレステストが入ってきますが、こちらに関しましてはストレスのない状態、つまり陣痛のない状態で赤ちゃんが元気かどうかを検査して、お産に耐えられるかというお母さんと胎児の健康状態を知る検査でございますので、こちらに対しましては直接は産後ケア事業との関連はございません。

(川崎) もう一度、大体16名ぐらいの予想ということになってはいるわけなのですけれども、といたしますのは不安だと、要するに自己申告というのでしょうか、そういうことで受けれるものなのかどうかお伺いをいたします。

(健康づくり課長) やはりお母様からそういった不安ですとか、ぜひ育児に対してのサポートを受けたいというような申請がありましたら、できる限りお受けできるような形で対応したいというふうに考えております。

(川崎) では、331ページの中ほどになります。通学区域審議会運営事業ということでございます。こちらの概要についてお伺いをいたします。

(学校教育部副部長兼学務課長) 委員ということよろしいでしょうか。

(川崎) 通学区域審議会の概要です。

(学校教育部副部長兼学務課長) 通学区域審議会の概要でございますが、こちらにつきましては現在教育委員会のほうから諮問をさせていただいております。中身については、指定校変更の認可基準の弾力化の新たな適用についてということで諮問のほうを行わせていただきました。詳細に関しましては、こちら本市におきましては住所に基づいて通う学校のほうは指定をさせていただいていますが、例えば両親が共働きで祖父母の住所のところの学校に通わせたいというお子さんに関しましては、勤務証明等を出していただくことによって指定校変更のほうを行っております。そういったところに弾力化に新たな適用ということで、笠原小学校に住所のあるお子さんに関しまして弾力化によって希望する場合について、平成32年度の入学のお子さんから鴻巣中央小学校に通うことを許可できるかどうかということについての妥当性について審議していただくことが中心となっております。

以上でございます。

(川崎) 平成32年度入学の子どもさんということですが、笠原小学校に入学する子どもの見込みというのは何人でしょうか。

(学校教育部副部長兼学務課長) 平成32年度入学のお子さんに関しましては、現在のところ笠原と郷地地区のお子さんが6名という形になっております。それから、安養寺に在住しているお子さんが32年度は4名おりますけれども、安養寺のお子さんに関しましては大部分が現在のところ鴻巣北小のほうを選択しているというような状況でございます。32年度につきましては以上になります。

(川崎) これ6人ということでございます。仮にこの6人全員が弾力化ということで中央小学校のほうにも行けることになれるというふうになった場合、ゼロ名というふうになってしまうわけなのですけれども、この辺についてはどのようにお考えなのでしょうか。

(学校教育部副部長兼学務課長) 現在審議をしていただいている形です。こちらのほうが妥当かどうかということで、仮に妥当であるというような形になった場合につきましては、就学される保護者にこういった形でどちらを選択していくというのでしょうか、そういう形についての意向のほうは確認をさせていただきたいと考えております。その場合、場合によってはゼロというようなことも起こってくるかなというふうには思っています。そういった場合につきましては、やはり就学する予定の保護者、または在学している保護者にはその辺の状況については伝えていかなければならないかなというふうに思っております。

以上でございます。

(川崎) 審議会ですので、当然答申という形でまとめることになるかと思えますけれども、この答申の時期というのはいつでしょうか。

(学校教育部副部長兼学務課長) 現在のところ、スムーズに32年度の就学の事務を進めるということから考えますと、年度が明けまして31年の6月を予定をしております。

以上でございます。

(川崎) それでは、これはちょっとページ数が、関連性がありますので、

この331ページの教育委員会についても関係がございますし、また335ページのところのさわやか相談員の活用事業、またここには載っておりませんが、スクールカウンセラー、これは県の事業になるわけなのですけれども、この配置ということ、全て関連しておりますので、お聞きをしたいというふうに思っております。

まず、さわやか相談員、335ページの活用事業につきまして、これは8名ということで対応をされているのかと思いますが、さわやか相談員さんの相談の件数、あと経緯についてまずお伺いいたしますのと、またどのような内容が多かったのかについてお伺いいたします。

(教育支援センター所長) まず、さわやか相談室事業でございますが、件数としましては平成31年1月末現在で合計が7,668件の相談件数となっております。内容として一番多い件数としましては不登校、また就学についてが多くなってございます。

以上でございます。

(川崎) この人数というのはふえているのかどうか、近年の状況というのはわかりますか。

(教育支援センター所長) ちなみに、平成29年度につきましては、これは年間のトータルになりますが、4月から3月までのトータルで9,379件の相談ということになってございます。

(川崎) 関連してというのでしょうか、スクールカウンセラーの配置が鴻巣市は中学校のみ配置されておりました、小学校で例えば受けたいのだというときには中学校区域の小学校のほうに派遣なりして、もしくは中学校のほうへ来ていただくのか何かして対応しますというふうに承っているけれども、このスクールカウンセラーさんの状況というのはいかにどのように把握していらっしゃるのでしょうか。

(教育支援センター所長) スクールカウンセラーにつきましては、現在6名が配置になってございます。まず、鴻巣中学校に1名、赤見台中学校に1名、鴻巣北中に1名、ほか除く学校につきましては2校に対して1名ということで3名、合計で6名の配置ということになってございます。

(川崎) その活動状況については把握していらっしゃいますか。

(教育支援センター所長) 活動内容といたしますか、件数でよろしいでしょうか。

(川崎) 件数及び相談内容について伺います。

(教育支援センター所長) 申しわけございません。その詳細の資料が本日持ってきていないものですから、少々時間をいただければ会議の終了間際にご説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(川崎) そのことについては結構です。このことに関連してなのですけれども、桶川市では小学校にスクールカウンセラーを配置というふうに聞いておりますが、この状況については把握をしていらっしゃいますでしょうか。どのような経緯でそのようになったのかとか含めてですけれども。

(教育支援センター所長) 小学校にスクールカウンセラーを配置といたしますのは、平成31年度からということで配置が要望という形で調査できております。その辺の配置が、他市になりますので、どのような配置で経緯がなったのかというのはちょっと把握してございません。

(川崎) 今平成31年度からスクールカウンセラー小学校配置というふうに聞いていらっしゃるということでしたけれども、これは本市でもそのように適用はできるということなのでしょうか。

(教育支援センター所長) 現在県のほうから調査が来ておりますので、要望に対して必要人数は上げてございます。

(川崎) といたしますと、現在はスクールカウンセラーは中学校にのみ本市では配置ですけれども、平成31年度からは小学校のほうにも配置される可能性があるというふうに受けとめてよろしいのでしょうか。

(教育支援センター所長) この配置につきましては、やはり不登校が多いとか、例えば生徒が多いとか、そういったものが理由になって配置になりますので、要望としては上げておきますが、ただ不登校とか件数によっては上げないということ考えております。

(川崎) 今の意味がちょっとよくわからないのですけれども、要望を上げたのかどうか。本市としてスクールカウンセラーを小学校に配置の要

望を上げているのかいないのか聞かせていただけますか。

（教育支援センター所長）要望は上げてございます。

（川崎）それでは、最後の質問になるかと思えますけれども、これはこの辺くるめてという状況になってしまいます。343ページのところにもいじめ問題ということで、今までのさわやか相談、またスクールカウンセラー、また教育委員会、いじめ問題ということであわせてお聞きしたいというふうに思っております。近年さまざまな、生徒間だけのいじめということではなく、教師と生徒間でのやりとりですとか、さまざまなことというのがあるかというふうに思っております。教育委員会そのものに来られた保護者の方のご相談ということも当然あるかと思えますけれども、その件数、あとその対応、結果ということについて聞かせていただきたいと思います。

（学校支援課長）さまざまなケースで保護者の方が教育委員会に電話で、または実際に来庁されてご相談ということもあります。今委員のおっしゃられたように、中には教師からのいじめというよりも不適切な指導があったということで、こういったケースで保護者の方が来庁されることもあります。件数につきましては、はっきりした件数はちょっと把握はしておりませんが、少なからず数名の保護者がこちらに相談したことはあります。その際に際しましては、話をしっかり聞き取りまして、学校のほうにその話の内容を伝えまして、学校のほうでしっかりと校長のほうから指導していただく、そして校長のほうに指導後、どのような対応をとったか、またその後どのように教員が変容したかということはこちらのほうでも伺うようにはしておりますということでもあります。また、教職員に関しましては学務課のほうが関係していますので、学務課のほうへこちらの話につきましては話を通しまして、学務課のほうでも対応していただいているということになります。

（川崎）何でもそうなのですかけれども、私ども議員もいろいろな市民相談いただきまして、必ずそれは相談いただいたご本人にいろんなご返答というのはさせていただいております。行政ですから、対応が違うといえればそれまでなのですかけれども、窓口に来られた方に対してはその窓口

のほうできちっとご返答を返すということが大事なのではないかなというふうに思っておりますが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

（学校支援課長）保護者からのお話は一方的なものでありますので、学校から事実関係をこちらにも把握しない限りは何もアドバイスとか助言できませんので、まずはこちらのほうではしっかりと話を聞き取って受けとめるということで対応しております。

（川崎）そうではなくて、解決をされた内容、このようにしておりますという、そのようなことです。最初の対応ではないです。ご相談いただいて、その結果このようになりました、このように解決しましたという返答について申し上げているのです。

（学校支援課長）その返答につきましては、教育委員会からはしておりません。学校のほうで学校長のほうから保護者のほうには伝えていただいております。

（川崎）それをきちっと追っていただけるということですね。

（学校支援課長）今後もどのように対応したかということにつきましては、教育委員会でもしっかりと把握させていただきたいと思っております。

（芝罘）よろしくお願ひいたします。155ページお願ひいたします。もう何度も出ているところなのですけれども、生活困窮者自立支援事業で、重複していたら大変失礼します。もう一度説明をお願いします。家計改善支援事業業務委託料、これ31年度ということで、内容を聞いたら各家庭の立て直しだとか、相談者が今後やり直せるようにというふうな先ほど説明があったのですけれども、その2つ上の自立相談支援事業委託料ということであるのですけれども、まず済みません、これの違い、新たにこれを設置した目的だとか、私は同じように思ってしまうのですけれども、今回500万も出ているわけなのですけれども、どのようにどう違って、どういう効果が得られるのか、もう一回ちょっと済みません、今の一番上のとあわせてご説明をいただければと思います。

（福祉課長）まず、生活困窮者の自立支援事業の自立相談支援事業については、まずお金がないとか食べ物がない、ライフラインがとまってい

る、そして返済や支払いができないとか離職して収入がない、仕事が見つからない、病気で働けない、生活費が足りないというような相談をまず受けまして、それに基づいて相談者が抱えている問題について個別のプランを策定しましたり、必要な関係機関につなげたりしております。その中で家計にちょっと不安があるというようなことがあれば、そちらの家計改善のほうにつなげるという形で考えております。

以上です。

（芝寄）そうしますと、まず自立相談支援事業委託料のほうで対応して、その後今回の……家計改善支援事業のほうに属する、当たる人がこちらのほうで対応というふうな認識でよろしいのでしょうか。

（福祉課長）窓口になるのが生活困窮者自立相談支援センターというところがありますので、そちらに来たときに相談の内容によってはこちらの今の家計改善の支援事業につなげるというような形になるかと思いません。

以上です。

（芝寄）そうしますと、535万2,000円というのは今までの例、統計とかとった中でこのぐらいだろうという想定のもとの金額なのですか。かなり細かい数字なのですか。

（福祉課長）人件費だとか、その辺のことで見積もりを上げていただいて、このぐらいの委託料でいけるということで見積もりをいただいております。

以上です。

（芝寄）わかりました。

161ページの上から4つ目、在宅超重症心身障害児レスパイトケア事業に関することですが、昨年度340万、その前も、2年前からもふえているのですけれども、ことしもふえまして、これはやはり利用人数がふえたというのもあると思うのですけれども、内容的にもやはり同じ人がいろいろ何度も使ってきてふえてきているのか、ちょっとふえた内容をお聞かせできればなと思います。

（福祉こども部副部長）在宅超重症心身障害児レスパイトケアですが、3

0年度、現在6名が利用しております。昨年度、29年度実績でいいますと5名の利用になっております。利用日数がやはり182で、去年実績だったのですが、今年度1月末現在でもう213日の利用ということで、利用日数がふえていると捉えております。

以上です。

（芝罘）そうしますと、今後も、来年もそうですけれども、この事業というのはやっぱりふえていくと予想されていきますか。

（福祉こども部副部長）ご家族のレスパイトというのは、大変重要な部分であると思います。ですので、今後利用日数がふえるようにケアプラン、そちらのほうでも入っていくようになるかと思っておりますので、ふえると見込んでおります。

（芝罘）では、185ページをお願いします。下から2つ目の、もう既に出ている、何回か出ているものなのですけれども、長期休業期間放課後児童クラブ管理運営事業ですが、先ほどの今までの説明ですと自分の学校の児童クラブがいっぱいだった場合にそちらを案内するという認識でまずよろしいでしょうか。

（保育課長）今回のこの長期休業期間放課後児童クラブの管理運営事業につきましては、要は長期に預かるお子さんは3カ所のところで受け入れるという形をとりたいと思っております。

以上です。

（芝罘）そこで、ちょっと保護者からご意見を聞いたのですけれども、何カ所もから来ると当然ほとんど初めて顔を合わせる児童たちでなるわけですけれども、保護者とする不安な部分が、長期間において、長時間においてそこに預けるのが非常に不安があるというのを何名か聞いているのですけれども、その辺の対策やそういった意見が今まで上がってきてこの事業も上がってきたか、今までの立ち上がる経緯についてお聞かせください。

（保育課長）今現在土曜日も集約を行っております。土曜日におきましても他のクラブのお子さんが集約で受け入れをしているのですけれども、そういった状況を見ますとお子さん同士意外と仲よく遊んでいたりと



とかということもあります。実はこの長期の受け入れにつきまして、他市でも集約をして受け入れているところがあるのですけれども、そちらのほうの状況を聞きますと、やはり別のクラブのお子さんと一緒になれたりとか、別の学校のお子さんですね、ごめんなさい。別の学校のお子さんとなれたりとかと、例えば保育所で一緒だったお子さんとその集約した場所で会えたりということで、結構お子さんにとっては楽しんで利用されているということを知っていますので、そちらのほうの状況も得まして、今回集約を考えております。

以上です。

（芝罘）吹上地区が未定ということなのですけれども、今現在有力なところはどこになりそうなのでしょうか。もう3月なののですけれども。

（保育課長）一応今検討しているところなのですけれども、実は下忍小学校のほうの学校なののですけれども、そちら学校の中をちょっと改修をさせていただきまして、児童クラブが使えるような状況にはなっております。そちらが下忍小学校のほうはクラブのほうで運営ができておりますので、そちらのほうを一応検討しております。この後学校とかと協議をしながら進めていきたいと思っております。

以上です。

（芝罘）195ページをお願いします。下から2つ目の保育ステーション事業について、幾つかもう質問出ているのですけれども、2月6日から受け付けを始めたということで、まだ人数は特定されていないということなのですけれども、これ結構な、いい予算が当然あるのかなと思うのですけれども、これが最低人数とか、例えば三、四人でこの金額の事業をやるようになってくると、児童が、かなり効率が悪いのかなと。その辺の人数の最低ラインというのは何か考えているのですか。来年度1年間やってこれしか集まらなかった、では来年はどうしようとか、そういった最低の人数というのは設定しているのですか。

（保育課長）実はこの保育ステーションなののですけれども、2コースを予定しております。1コース10名、10名ということで20名ということで定員を決めているのですけれども、コースによって人数がちょっと違っ

てくるとは思うのですけれども、やはり2コースはちょっと運営しなくてはいけないという状況もありますので、最低の人数というのはちょっと想定はしていないのですけれども、一人でもご利用があればコースは回らなくてはいけないという状況になってくるかと思えます。

以上です。

(芝罘) 続きまして、最後ですかね、119ページ、済みません、戻ります。大変申しわけありません。一番下の新規事業の性的マイノリティー、LGBTに関する相談事業ということで、私は約2年ぐらい前に一般質問でしたと思うのですけれども……

(これはやさしさ支援課の事業になっていきますの声あり)

(芝罘) 大変失礼いたしました。では、なしということで、今のは訂正で。

では、以上でよろしいです。

(委員長) それでは、一旦質問を終わったのですが、どうしても聞いておきたいという部分がありましたら挙手をお願いします。

(加藤) では、簡単に質問のみやっていきたいと思えます。まず、193ページのところで保育の関係です。休日をとということなのですけれども、来年度には5月の大型連休というふうなことがあるわけですけれども、大型連休のときにはそういったところでの受け入れ方はどのようにされようと思っているのかをお聞きしたいと思えます。

(保育課長) 大型連休につきましては10連休ということになってくるかと思うのですけれども、27日の土曜日につきましては保育所のほうはどちらの保育所も運営をしますので、そちらのほうで対応していただきます。そのほかのお休み、そちらにつきましては休日保育をやっているめぐみの木こども園とふくろうの森保育園、それから元気キッズのほうで受け入れをしていただくこととなります。

以上です。

(加藤) では、心配ないというふうな受けとめ方でいいと思えます。では、次のページです。ステーション保育の関係なのですけれども、こ

れはいろいろ出ていますけれども、1点だけ。どこがステーション保育をやってくれるのか。委託先です。

（保育課長）ステーション保育をやってくれる運営の法人としましては、株式会社TNNコーポレーションというところになります。代表者の方は、認定こども園エンゼル幼稚園の園長が代表者となっております。以上です。

（加藤）ここはステーション保育のみでなくて、この場所で小規模保育所というふうなこともやるというふうな内容を聞いているのですけれども、この中の、予算の中にはこれは入っていない、また別事業として考えておけばいいのですか。

（保育課長）場所といたしましては、同じところにはなるのですけれども、入り口から全て分けまして、別の事業という形で運営をしていきます。以上です。

（加藤）では、教育委員会のほうに行きます。333ページのところの一番下の放課後子ども教室なのですが、前にも聞いたことあると思うのですけれども、報償費として安全管理員謝礼、コーディネーター、学習アドバイザーとすごく細かく分かれているのですけれども、これはコーディネーター謝礼というのはどのぐらい支払っているのか。あとのこのアドバイザーとか指導員とかというのはどういう報償費になっているのかをお聞かせください。

（教育支援センター所長）学習アドバイザー謝礼ということでよろしいでしょうか。全て。

（加藤）コーディネーターもです。

（教育支援センター所長）全てということですか。謝金の内訳の全て。まず、予算の順番からいきますと、安全管理員謝礼でございますが、こちらにつきましては1回500円ということで謝金はなっております。コーディネーター謝礼につきましては1時間1,000円、学習アドバイザー謝礼、こちらにつきましても1時間500円、指導員謝礼につきましても同じく1時間500円、あと運営委員、これ謝礼になりますけれども、1回当た

り……ちょっと済みません。

（委員長）それは後で教えてください。

（加藤）では、337ページの中段にありますコミュニティスクール推進事業なのですが、今年度は2校ということでやっていると思うのです。来年も追加するかどうか、それと今1年やってきた中で、これは評議員にかわるコミュニティスクールということで始まったと思うのですが、前は評議員の方の会議というのはそこで決定する事項ということでなくてやってきたと思うのですが、これはいろんな学校の中のことを決定する事項というふうに変ったと思うのですけれども、何か決定した事項って2校においてありましたらお聞かせください。

（学校教育部副部長兼学務課長）まず、来年度の展開でございますが、31年度につきましても今年度の2校で継続して推進していくという予定でございます。また、決定された事項がありますかということなのですが、こちらについては学校の基本方針につきましてはそれぞれ第1回の会議で今年度決定をするというふうな形で決定をさせていただきました。また、特徴的なところで、特に学習の内容につきましてそれぞれの地域の学習、歴史ですとか、よさの学習について、なかなか教える機会がないのではないかというご意見のほうもありましたものですから、校長のほうも当然こちらは参加しておりますので、そういったことで取り入れていきますというようなことで決まったこともございました。

以上でございます。

（加藤）では、341ページの一番下のところの適応指導教室の活用なのですが、今現在何人の子どもたちが利用されていますでしょうか。来年度は予算的に、これは臨時職員の賃金ですから、賃金は多分変わらないかと思うのですけれども、どのぐらい予定されているかお聞かせください。

（教育支援センター所長）平成31年2月現在でございますが、本通級、こちらが10名、内訳としまして小学生が2名、中学生が8名、仮通級につきましては中学生が2名ということで、現在12名が通級中でございます。あと、来年度の予定、見込みでございますが、今年度と同程度の人

数を見込んでございます。

（加藤）343ページです。一番下のところ、人権教育の関係でいじめ問題調査委員会報酬の関係なのですが、去年ですね、今年度の中ですけれども、市の教育委員会のほうはそれほどの内容ではないというふうなことでしていたのが、県のほうでもって、県のほうの指導の中で委員会が始まったかと思うのですが、その問題が解決がされたのかどうか。

（学校支援課長）本年度は2件のいじめ問題調査委員会、2つの事案について調査を行いました。今委員さんおっしゃられたのは1つ目の事案だと思いますけれども、この事案につきましては調査委員会7回開きまして、既に報告書が完成し、この件については既に解決をしております。

（加藤）それでは、349ページの下の方の小学校施設改修事業ですけれども、ここに馬室、下忍、小谷というふうにブロック塀の改修というふうなことの予算が計上されているのですけれども、去年事故があったということでそれなりに調査をして改修したのがあるかと思うのですが、これはその後調査した結果、この小学校はやはり改修しなければというふうなことでの予算計上なのかお聞かせください。

（教育総務部副部長）昨年9月に補正をさせていただきました鴻巣北小、また鴻巣中学校、鴻巣北中学校、それぞれの3校のほうにつきましては危険性が高いという部分で補正を組ませていただき、早々にプールの囲み塀等の修繕を行わせていただきました。その後の部分につきましては、31年度予算におきまして主に小学校のこの部分につきましては、プールのシャワーの壁の部分が高いという部分がございますので、これらの部分につきましては31年度のプールのオープンまでに改修を努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

（加藤）済みません、もう一点で終わります。365ページと373ページの関係なのですが、これは同じ吹上北の学習センターの関係ですけれども、片方は社会教育総務費の中であり、片方は公民館費というふうなことで別々に予算が計上されているのですけれども、あと備品の購入とか何か

と、そういう関係というのはどういうふうに予算を見分けたらいいのか教えてください。

（教育総務部副部長）予算書の365ページの一番下段になります。吹上北側生涯学習施設建設事業につきましては、これは主に工事請負費の30年度、31年度の継続費の工事費が主な部分でございますが、それに伴いまして館内の共通した部分の備品等の購入費、そういった部分等をこの365ページのこの中で組みせていただいております。生涯学習課のほうの部分で改めて吹上北側生涯学習施設、この部分につきましてはオープニングセレモニー、またはそれぞれ児童館、または公民館機能を有しております施設でございますので、個々の備品をそれぞれの担当部署のほうに振り分けをした計上をさせていただいておりますという現状でございます。以上です。

（教育支援センター所長）先ほどの加藤委員さんからのご質問にお答えいたします。

放課後子ども教室推進事業の運営委員謝礼につきましてはの単価でございますが、1回当たり2,000円ということになってございます。

以上でございます。

（金澤）前回ちょっと時間があれだったので聞き漏れたのですが、教育委員会のほうの339ページの上段に外国語教育推進事業がございます。これは、ALT等の配置という形で理解はしているのですが、平成32年度からいよいよ小学校での英語教科が全面的に実施されるということで、どこの市町村も今まで準備段階でいろいろやってきたという状況は理解しているのですが、本市の場合はもう導入に対しての体制は万全なのかどうか確認をしたい。

（学校支援課長）本年度と来年度、2年間文科省の教育課程特例校の指定を受けておりまして、既に平成32年度から小学校英語科ということでスタートしています。同じ時数、同じ教育課程の内容で既に授業をスタートしております。また、本年度は小学校英語推進委員会という委員会を組織しまして、8つの中学校区のブロックで授業研究会を通じて研究等も進めております。準備のほうは万全だと思っております。

(金澤) 前回行政視察等で行って、英語教育のところだともう先生と生徒が英語だけでお話をしているとかいう状況が見受けられているのですが、担当の先生自体はもう英語等の事後の勉強というのか、その辺は十分な体制はとれたと思いますか。

(学校支援課長) 特に小学校につきましては、どこの学校もやはり英語に向けて準備ということで、非常に積極的に研修等を進めております。また、配置しておりますALT、こちらのほうも研修等に参加しておりますので、そういった面では各学校のほうでは担任の先生方も徐々に自信をつけているような状況でございます。また、本市といたしましても先生方の英語力、また授業力の向上のために授業研究会を夏休みALTも交えて実施しておりますので、そういった研修会等も通じて徐々に先生方の自信だとか努力というのはついてきているかと思っております。

(金澤) 最後に1点だけ済みません。生涯学習のほうでちょっと勉強させていただきたいのですが、371ページに文化財のほうの調査事業とか、保護管理事業とかがございます。本市の場合は、かなり古い時代からの文化財というのがあるわけで、今後後世に受け継いでいかなければならない貴重なものもあるわけなのです。保管施設は他市に比べて若干落ちているというのはもう共通の認識という状況でわかっているのですが、文化財の調査事業とか、こういうものが予算事項で見ると年度ごと、ほとんど金額が変わらないという状況なのですが、文化財の調査とか云々については保護の整理というか、今年度はこういうものをやる、来年度はこうやると、計画的な例えば5年間ビジョンとか、そういうものの計画云々に対して文化財の保護をやっていくのだとか、調査をするのだとか、そういう考えというのはお持ちなのかどうかを確認させてください。

(生涯学習課長) まず、市で指定文化財というのが96件ありまして、市の中で指定文化財は96件ありますが、市として所有しているものが18件あります。それ以外について、個人の方やお寺、神社、自治会などが管理されているものに対しては年度の初めに文化財異動調査票というのを送付しまして、文化財の現状について確認をしております。修理等が必要な場合が生じましたら、翌年度の文化財保存事業費補助金を通じて予

算に計上させていただいて、修理、修復をさせていただくことで計画的な保護に努めております。

（金澤）鴻巣市は、観光協会の中でもそういう歴史の文書もあるのだけれども、新聞等で見ると建物が、古い建物を解体して新たに建てるときにこういうものが見つかったとか、いろいろそういう事案が出てくるのです。それが貴重なものかどうかは鑑定するというのが必要になってくるのだけれども、やはりその辺の、今見ると新しい市の文化財、指定できるようなものが見えていないというか、あるのだけれども見逃しているのではないか、なくなってしまったら終わりのものですから、その辺を文化財調査というのでは考えなければいけないという状況になっていると思うのですが、その辺はどうですか。

（生涯学習課長）文化財保護委員会というのがございまして、そこでは市内にある指定された文化財以外のものについても文化的価値があるものについてお話し合いなんかをしているのですが、今年度の第3回のところの保護委員会の中では今勝願寺に2つ指定文化財があるのですが、それ以外にもたくさん文化的な価値のあるものがあるのではないかという意見をいただいております、調査研究をしているところです。実際文化財保護委員会というのは、定例教育委員会の諮問を受けて文化財に指定するか否かというのを調査研究する機関なので、具体的な動きというわけではないのですが、会議の中でもそういうお話は出ております。以上です。

（川崎）それでは、2点あります。253ページ、1点目は健康まつりの開催事業についてです。今年度の健康まつりの成果ということで、昨年と比べての来場者数の変化がどうだったのかということをもとに1点お伺いをいたします。

（健康づくり課長）健康まつりの来場者数でございますが、今年度につきましては入場者数が770名、延べ人数ということで別に算出しておりますが、そちらが7,516名。昨年度につきましては実際の入場者数が789名、延べ入場者数が7,059名というふうになっております。

以上でございます。



(川崎) 今年度新しい取り組みとして幾つかされていていらっしゃると思います。その中で市民ブースの取り組みということで、新しく市民の方にも参加をということは、これは私も提案させていただきましたけれども、また新しい風が吹いたということではよかったのではないかなというふうに思っているわけなのですが、この市民ブースの取り組みというのは予算の中でも来年度も行うという考えでよろしいのでしょうか。

(健康づくり課長) 市民参加のブースにつきましては、また平成31年度も引き続き継続して実施していく予定であります。

(川崎) それでは、もう一点が349ページのみどりの校庭推進事業についてお伺いをいたします。

これまでの8校の取り組み、改めてなのですけれども、学校名と、あと管理が、これが保護者の方のご協力等ないとなかなか管理が難しいものかと思しますので、この8校の名前と管理状況について伺います。

(教育総務部副部長) それでは、学校名のほうを申し上げます。

平成24年度からこの取り組みにつきまして行わせていただいております。24年度につきましては下忍小学校、笠原小学校、2校です。25年度におきましては小谷小学校、26年度におきましては中央小学校、27年度におきましては赤見台第一小学校、28年度は松原小学校、29年度は鴻巣北小学校、本年度の30年度におきましては鴻巣南小学校を取り組みまして、8校目となっております。また、これらの芝生の維持管理につきましては、地元の地域の方々、または学校開放でそれぞれの校庭等を使用しております少年野球または少年サッカー、また大人のソフトボールチーム、そういった学校開放をしております団体等にこれらの維持管理の趣旨等をお話をさせていただき、1つの団体を立ち上げて維持管理にいただいておりますという現状でございます。

以上です。

(川崎) 市内全小学校、19小学校あるわけなのですけれども、あと11校、みどりの校庭まだされていない状況でございますが、今後の見通しということはどうでしょうか。

(教育総務部副部長) この取り組みにつきましては、県の補助金ありき

という部分が当然ございますが、既に取り組みました8校それぞれの学校におきましても子どもたちの休み時間、そういった部分につきまして積極的に校庭のほうに出るようになったというような運動意欲の部分が高まったというお話とあわせて、保健室のほうからもけが等が随分少なくなつたと、このような学校からの報告も受けておりますので、今後におきましても残りまだ、19分の8校という現状がございますが、年次計画という形で今後も県の補助金を活用しながら継続的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（諏訪）では、2点お願いします。155ページなのですが、生活困窮者自立支援事業で新たにというところで、家計改善支援事業委託料が530万ちょいで計上されていますけれども、先ほど前の方が委託先はということで社協が委託先になるということなのですからけれども、ここでどんな、お金がないというようなご相談をするということだったのですけれども、要するに生活保護を本来ならば受けなければならないような方も相談に行くことも想定できるかと思うのですけれども、この委託された社協の方がどういった改善策をその方に、相談者に示せるのかというところでちょっと伺いたいと思います。

（福祉課長）新たに行います家計相談については、まだやったことないのでけれども、どういったことかとなると家計相談支援員が相談者からいろいろな抱えたこと、さまざまなお金にかかわる悩みについて面談をします。面談では、相談者の収支の状況を聞きながら、家庭でいえば家計簿ですかね、そういったものを一緒に家計表というのをつくります。家計表からその問題点を相談者の方と一緒に考えて、そして問題の解決方法を一緒に考えるといったところから始まります。その結果、家計の見直しでアドバイスだとか定期的な家計の見守りをしているということをサポートしていきます。また、債務整理、弁護士事務所に同行してみたりとか、公的な貸付制度のあっせんをしたり、あっせんできない場合もあると思いますが、そういったことの支援、そして就労支援につなげるといったことで早期に生活を再生できるかなと思っております。また、そ

の中で生活保護が必要であれば、必要な方については福祉課につないで生活保護の相談ということになるかと思えます。

以上です。

(諏訪) そうしますと、今まで直接福祉課さんにご相談に来られていたような方も社協で最初に第1次対応の形で受けるのか、例えば福祉課さんで本来そこで生活保護につなげたほうがいいかもしれない方を、あえて家計診断のほうに案内するということがないかどうかだけちょっと伺いたいと思います。

(福祉課長) 今でも自立相談支援事業も行っております。そちらから、センターのほうからこちらに、福祉課のほうにつながる場合もありますし、福祉課に直接来られたときにも生活保護がまだ必要でないというか、まだ大丈夫ですよということであればそちらのセンター、家計相談支援につなげていくことはあるかと思えます。

以上です。

(諏訪) 195ページです。保育ステーションで、済みません、聞き漏れましたけれども、先ほどの委託料の2,825万8,000円、この詳細をもう一度ちょっと伺いたいと思いますけれども、先ほどは送迎用のバス2台が、10万6,300円が2台ということだったのですが、それ以外に要するにエルミこうのすを使うわけですよ、その空き室ですか。そこのお家賃というのは幾らで計上されたのでしょうか。

(保育課長) 家賃のほうは、一月13万2,400円と伺っております。

以上です。

(諏訪) お家賃がこれで、駐車場を借りたりということはないのでしょうか。バスを置いておくわけですから、そういったものは一緒ですか。

(保育課長) 委託料のほうの内訳は、先ほども大まかなことを説明させてもらいましたけれども、当然駐車場、バスを置いておく場所の駐車場の賃借料も含まれております。

以上です。

(委員長) ほかにどうしても聞いておきたいことはございますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) 28号に反対を述べさせていただきます。

新しい事業で子育て支援、おむつの処分だとか、そういったものがたくさん入っているのと、あと福祉タクシー券がデマンドタクシーと共通利用券になる、あとは介護従事者の就職のための支援など、市民の方々が望んでいたものがたくさん取り入れられた予算だなというふうには感じています。ですが、やはり先ほども難病患者さんの手当、他市に先駆けて5,000円で、とてもそれで難病で苦しんでられる方が、そこで光が少しは当たっていたように思うのですが、それを1,000円に減額したまま、そして新たに障がい者の訪問入浴、お子さんのところに対象となる方が2名いらっしゃるということなのですが、利用者さん負担が導入されるというところで、本当に福祉が後退するような予算になっているというところで反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第28号 平成31年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時50分)



(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第23号 平成30年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第23号 平成30年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成30年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第3号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) それでは、今ご説明のありました保険者機能強化推進交付金と

ということで新しくということをごさいました。この内容について詳細にお聞かせ願いたいと思います。

（長寿いきがい課長）この保険者機能強化推進交付金は、主に3款の地域支援事業費に関する事業の取り組みを国が評価するという交付金になります。項目的には62項目の評点をこちらで自己採点をいたしまして、その結果を国に報告します。その点数によって国が用意しました全国で200億円のお金、そのうち都道府県分が10億円というふうに聞いておりますので、残りの190億円を全国の1,700余りの自治体で分配するものでございます。本市は、全体の点数が満点が612点でございます、本市の点数は399点でございます。この結果をもちまして、1,577万6,000円の交付金の内示が国からあったということになります。ちなみに、全県の平均ですとか、そのようなものは残念ながら県とか国からは示されておられませんので、独自にちょっと調査をしました結果をご報告させていただきます。隣の北本市394点で939万3,000円でございます。桶川市377点で952万3,000円でございます。上尾市456点で3,272万円でございます。点数と分配金の割合が違うのは、実はこの点数のほかにその市の75歳以上の高齢者の数も評価されるということになりますので、点数が多いからといってもらえる金額がそのまま比例するものではないというのがこの近隣市の状況から見てもわかるようになります。

以上でございます。

（川崎）今詳細に説明いただき、よく理解しました。そうしますと、本市と北本市はわずか5点の差なのですけれども、随分金額の差があるのだなというふうに思いましたが、そういう今のご説明によりますと、人口ももちろん北本市、鴻巣市よりも少ないものですので、75歳以上の方が少ないのかなというふうに思いましたが、その率についてはわかりますか。本市と比較してということ。

（長寿いきがい課長）済みません。1つ訂正をさせていただきます。75歳以上と申し上げましたが、第1号被保険者ですので、65歳以上の方です。申しわけありません。率に関しましては、この数字は国からまるっきり示されておられませんので、我々でもなぜこの点数でこの金額がもらえる

のかは一切わからないところでございます。

以上です。

(川崎) 65歳以上の高齢者の比率です。本市と北本市の比較ということで。

(長寿いきがい課長) 北本市が第1号被保険者が2万208人でございます。本市が、この調査時点になりますけれども、3万3,731人でございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第25号 平成30年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成31年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) では、広域化になったということで、これが一番大きな変化だ

ったわけです。さまざまなご説明の中でこれからいろいろ検証も行われていくわけだと思えますけれども、市民の皆さんにとって一番いいのは市民の皆さんの負担がどのぐらいなのか、そしてまた市民の皆さんがどれだけの利便性ということを感じることができるのかということについては、これから今後しっかり注視をしてまいりたいというふうに思っております。

その中で何点かお聞きしたいのが、まず歳入の部分なのですけれども、4款繰入金でしょうか、保険基盤安定繰入金。2つ、保険基盤安定繰入金保険税軽減分、また保険者支援分ということで、この数字だけ追っていきますと本年度の予算額が30年度よりも減っているわけです。また、29年度の、一応これ載せておりますのが、この数から見てもどのようか3カ年の、29年度、30年度、31年度ということについて、この数字というのはどのように認識していったらいいのか、ちょっとご説明を願いたいと思えます。要するに低所得者のためというふうなご説明であったかと思うのですけれども、数字で何か読み取れることがあるのかどうかお聞きしたいと思えます。

（健康づくり部参事兼国保年金課長）保険基盤安定繰入金につきましては、まず保険税の軽減分というものの、こちらについては保険税7割、5割、2割というそれぞれの軽減区分がございます。この軽減をしたものについては、全額公費で賄っていただけるというものが保険税軽減分になります。これは、それぞれ7割軽減についてはいわゆる所得33万円以下の方について7割軽減をすると。5割軽減については、プラス27万5,000円とか、そういった部分が出てくるのですけれども、その区分になります。この軽減分については、5割、7割についてはそれぞれ毎年見直しというものがございまして、平成30年度については5割軽減分について、先ほど33万円プラス27万5,000円、これが29年度は27万円でした。30年度が27万5,000円、31年度については今後地方税の改正があると思うのですが、見込みとしては28万円という形で拡大しているという部分。2割軽減については、29年度が33万円プラス49万円、これが30年度では50万円、31年度は51万円ということで、やはり軽減対象の拡大が行われて



いるという部分では、年々保険税軽減分については拡大傾向であるということが一つ言えます。ただし、被保険者の減少という部分もありますので、当初予算、31年度においては法改正を行っていないという部分での計上になりますので、もし地方税法が変われば、3月の末に専決処分とかをするなり、軽減拡大については対応させていただく意向ではあるのですけれども、今の段階ではそれを31年度に反映していないという部分では、被保険者の減少という中で軽減分が31年に比べると少なくなっているという状況です。

同様に保険者支援分というのは、その軽減した被保険者数に合わせて、平均保険料との差額の一定分を補助するということがございます。これは、低所得者を多く抱えると当然平均保険料というのは下がります。この部分について、いわゆる保険者に対してそれぞれ公費で賄うという制度になります。同様に軽減対象が多くなれば、平均保険料との差が開きますので、この分は30年度のいわゆる軽減対象所得という形で算定をさせていただいておりますので、被保険者の減少というふうな見込みをすると30年度に比べると少なく予算計上をしているところです。

以上です。

（川崎）きのう会議の中でいろいろ数字を出していただいたわけなのですけれども、条例の改正ということで所得54万円から58万円でしたっけ。限度額が54万円から58万円というところで、それぞれ所得の階層というか、出していただきました。本市においては、いわゆる低所得といえますか、所得ゼロですか、33%ぐらいだったかと思えますけれども、そのパーセンテージをいろいろ示されましたが、これはちょっと一概に言えないかもしれないのですけれども、やはりそれぞれの負担感というのでしょうか、国保税が高いとおっしゃる方ももちろんいらっしゃるわけなのですけれども、今回高額所得者の方ということで対象になっていたわけなのですが、その辺の負担の軽減というのでしょうか、どのように図っていったらいいとお考えなのかはちょっと難しいお話かもしれませんが、いかがでしょうか。

（健康づくり部参事兼国保年金課長）きのうのご質問の中で、賦課限度

額の中で所得階層ということでお話があった中で、100万円以上の部分だとかを申し上げましたけれども、申しわけありません、ここで再度ある一定の区分ごとに申し上げますけれども、所得から33万円、いわゆる基礎控除を引いた7割軽減を受ける構成が36.4%になります。1円から50万円までのいわゆる課税基準額の方が12.8%、50万円から100万円までが15.7%、ここままで100万円以下の構成は64.9%という形になります。あくまでも世帯構成になります。以後100万円から200万円が特殊になるかと思うのですが19.8%、200万円から300万円が8.1%、300万円から400万円が3%、400万円から500万円が1.7%、あとは500万円超ということで2.5%、こういうような構成になります。全体的に申し上げますと、いわゆる課税所得が100万円以下の方が半数を超えるという状況で、それぞれ保険税の軽減という部分がございますので、この部分で保険料の軽減をしているというのが実情です。実際保険税の軽減を受けるためには、ある一定の所得のない方についてもゼロ申告という形で申告がないと受けられないという部分がありますので、この部分については国保だよりだとか、そういった部分で申告をすることによってこういうメリットがありますよということでPR、広報させていただいているということになります。この軽減の部分については、あくまでも均等割の部分が増減ということになりますので、逆を返すと軽減した部分については先ほどの保険税の基盤安定という形で全額補填されることになりますので、ある一定の均等割の金額がないとこの基盤安定も交付されないということになります。ただ、こちらとしては極力申告を指導するなり、そういった中で軽減を受けるような形で広報はさせていただいておりますので、どうしても均等割部分が負担になるという部分については、現在県内でも平均以下という部分を採用しておりますので、ご理解をいただいた中で申告に基づいた軽減を受けていただくという形で取り組んでいるところです。以上です。

（川崎）今ご説明の中でゼロ申告も自動的にはならないのであって、申告をしなければならないということが意外に周知されていないといえますか、知らない方もいらっしゃるわけなのです。当然そういうことに、

もし私ご相談いただいたら、そのようにお話し申し上げるわけなのですが、毎年こういうふうなゼロ申告、本来だったらこの程度の数字が見込まれるはずなのだけれども、実際にはどうなのだろうと、要するにゼロ申告されていないのではないかというような割合、そういうものというのは把握していらっしゃいますか。

（健康づくり部参事兼国保年金課長）市民税の申告状況から国保税のほうは賦課決定をさせていただきますので、正確な未申告者というのが把握しづらいと。逆を返すと、年末調整で例えば配偶者の所得がゼロという形で年末調整を行っていても、ご本人というか奥様もしくは旦那様の配偶者自身が申告がないと未申告という扱いになって軽減が受けられない場合があります。ある一定の所得の方については、その軽減自体も受けないので、申告しても軽減は受けられないという部分があるかと思えます。そういった部分を含めて、我々としてはできるだけ、これは税の軽減だけでなく、高額になったときの自己負担限度額という部分にも当然かかわってきますので、もし入院されたとかいった場合については申告をすると限度額が1ランク下がるとか、2ランク下がるという部分がありますので、一緒にご案内をさせていただいているという部分と、平成30年度に国保だより夏号というのを初めて発行させていただいて、課税にあわせて申告を促して、軽減が受けられるというようなところで取り組んでいるということになります。

以上です。

（川崎）なるべく、なかなかわかりづらいというか、あっても読まなかったりという場合もあるかと思えますので、一人でも多く周知していただければ、そのような申告しなかったがために後で大変な不便を感じているという方もなくなるかと思えますので、それについては鋭意努力していただきたいところなのです。

そうしますと、435ページの特定保健指導等業務委託のことについてお伺いをさせていただきたいと思えます。特定保健指導ということで重症化を防いだりするようになるわけなのですけれども、この辺の数字の経年の変化ということは今出ますでしょうか。

(健康づくり部参事兼国保年金課長) 予算概要のA3のほうに、右側のほうにそれぞれ特定健診及び保健指導の実績という形でお示しをさせていただいているところです。特定健診につきましては、法定報告において毎年上昇しているという結果が出ております。平成29年度の実績では、法定報告上は44.5%となっております。それは、表の⑤という部分になります。その下段、表の⑥につきましては特定保健指導ということで、やはり法定報告の部分を掲載させていただいているところなのですが、特定健診については医療機関、その他PR等を行って、毎年上昇しているという中で、実は保健指導についてはばらつきがあるということになります。これをできるだけ我々としても利用率を上げたいということがありまして、利用勧奨のほうは電話での勧奨だとかいろいろなことをしているのですが、なかなか受けるという形になると日程的なものもありますので、ちょっとばらつきがあるという状況で、ここの部分については改善するように鋭意努力しているというところになります。

以上です。

(川崎) その受けない理由という、一つには日程的なものもあるかと思えますけれども、ほかにはどのような理由が考えられるのか伺いたいと思えます。

(健康づくり部参事兼国保年金課長) まず、例えば利用勧奨したときによく聞くのが、ほかの部分で医療機関にかかっているからいいよとか、もしくはあくまでも指導というのは医療機関で行うものではありませんので、なかなか足が赴かないという部分、それと圧倒的に多いのが男性より女性のほうが参加しやすい環境にあるということです。仕事の関係とかその辺があるので、どうしても男性の方については参加率が低いというような傾向が見受けられます。

以上です。

(川崎) 今のことに関連してなのですけれども、特定保健指導を受けるところが医療機関ではないのでということでございましたけれども、具体的にはどこでどのように行っているのか伺います。

(健康づくり部参事兼国保年金課長) 場所はそれぞれ、例えば吹上の支

所だとか、鴻巣についても会議室だとか、場合によってはクレアとか、そういったところを借りるといふ部分があります。会場については、それぞれこちらのほうで予定するところで行っているということになります。

以上です。

（川崎）受けない理由の中には別な医療機関にかかっているからという理由もあったかと思うのですけれども、これからかかりつけ医をしっかりと持っていくということがすごく大事になってくるかと思うのです。場合によってはかかりつけ医に特定保健指導をお願いするというようなことというのは考えられますでしょうか。

（健康づくり部参事兼国保年金課長）各自治体によって取り組み方って多分違うと思いますし、これ医療機関のほうのご協力がないと医療機関で受けられるということがちょっと少ないというのも。かつては、健康づくり事業団という医師会の紹介によって実施した経緯もあるのですが、ちょっと事情は私も掌握はしていませんけれども、現在医療機関もしくはそういったところに委託をしているという部分があります。現在依頼しているのは熊谷の医療機関のところからこういった保健指導を取り組んでいるというところがありますので、そちらのほうに依頼をしているという状況であります。

以上です。

（諏訪）では、何点か質問させてください。

まず、歳入のほうなのですけれども、保険税が前年度よりも大きく落ち込んでいるかなという感じがするのですけれども、いわゆる被保の状況が減っているということからこういったことになっているのかということと、それから……まずそこです。

（健康づくり部参事兼国保年金課長）この保険税の減収につきましては、被保険者の減少というのが大きな理由になっております。右側の上段の表②に記載しておりますけれども、ここ数年やはり減少傾向というのは顕著でありまして、これは鴻巣市だけではないのですが、基本的にはこの影響が大きいと。あとは要因としては少子高齢化、いわゆる高齢化に

なって所得階層の部分というのも当然変わってきているという状況がありますので、30年度より1億9,000万ほど全体としては税という部分では減少しているという予算を組ませていただいております。

以上です。

（諏訪）現年分の保険税の減少は被保数の減少かなと思ったのですが、滞納分の減少についてはどんなふうになっているのでしょうか。

（健康づくり部参事兼国保年金課長）滞納繰り越し分につきましては、収税対策室のほうで取り組んでいただいている中で大分徴収率がよくなっているという部分、それと執行停止をしているという部分、そうなりますと滞納繰り越しの調定自体が減少しているということになりますので、またこれを大きな増収要因にするということには見込みとしてはちょっと危険性があるという部分も含めて計上はさせていただいているところです。あと、済みません、この歳入の資料の中で表の⑦に中段、中ほどに年度末の基金保有額ということで計上を実は参考で記載させていただいているところなのですが、3月の補正予算、国保の第3号補正、1,000万ほど基金に積み立てるという部分がこちらでは反映しておりませんので、大変申しわけないのですが、30年見込みについては12月というふうに書いてありますけれども、これは年度末については8億7,300万ということで1,000万ほど上昇すると。あわせて、31年見込みについては4億8,000万という形でそれぞれ1,000万上昇するというのが本来の資料になるかと思うのですが、作成時点ですので、その部分については申しわけございません、この場をかりて修正という形、もしくは参考ということでご説明させていただきます。

よろしく申し上げます。

（諏訪）同じく県支出金の特別交付金で、保険者努力支援分なのですが、これも昨年の広域化から導入されているというふうに聞いていますけれども、こちらのほうのこの額が確定した根拠といたしますか、それをお願いします。

（健康づくり部参事兼国保年金課長）ここにあります特別交付金の保険者努力支援分につきましては、委員さんのおっしゃるとおり、昨年から

新たに入るものになります。ここに計上しておりますのは、国の保険者努力支援分ということになっておりまして、これは各市町村に交付される仕組みになります。一方、県の保険者努力支援分というのがございますけれども、実はこれは県に納める国保事業費納付金から控除するという方法で算出をされております。30年度の努力支援分、こちらに6,297万8,000円というものがあります。対して、31年については5,891万3,000円ということで減少した結果となっておりますけれども、こちらについては年度ごとにそれぞれ評価する項目、点数が変化しているという要件がありまして減少する結果と、あと被保険者の人数によって増減するという要綱もございますので、結果、被保険者の減少の影響等を受けて減っているということ、及びこちらについては既に平成29年もしくは平成30年度の事業の取り組み、もしくは結果によって評価されておりまして、これがほぼ確定という形で示されております。ちなみに、平成30年度、この6,200万については国の評価においては県内では1位の評価をいただいていると。31年については、県内では実は2位の評価という形になっています。1個ちょっとランクを落としたというか、下がってしまったというふうに言われるとあれなのですが、ほか頑張っているというような状況もあるかと思っておりますので、結果的にはこういう減少ということにはなりますが、大きくは被保険者の減少が要因だというふうに認識しております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、鴻巣市の国保事業が相当いろんな面で頑張っているから評価されているということになるのでしょうかけれども、どういった点が評価の対象になっているのでしょうか。

（健康づくり部参事兼国保年金課長）国で示すものにつきましては、保険者共通の指標というものと国保固有の指標ということで区分されております。保険者共通の指標としては、特定健診の取り組みだとか糖尿病の重症化予防、あとはジェネリック医薬品の取り組みなどの大きく分けて6項目ということになります。国保固有の指標としては、収納率の向上だとか医療費の分析、あと第三者求償の取り組みや資格の適用適正化、

そういったものが評価の指標というふうになっております。県が示すものはまた別にありますけれども、重複する部分だとかいう分を含めて、ほぼ同じとは言わないのですけれども、同様な評価指標が県は県であるということになっております。

以上です。

（諏訪） そうしますと、歳入をふやしていくという面では努力部分というのですか、保険者努力支援といったところを少し延ばしていく必要もあるのかなと思うのです。いわゆる保険税を安くするためにもここを少し大きくとったほうがいいのかと思うのですけれども、今お伺いした限りでは市民の努力によってもアップできそうな部分があるかと思うのです。例えばジェネリックのものを優先的に使うとか、特定健診をしっかり受けるかというところでは、市民がちょっと努力すれば賄えるものなのかというふうに感じたのですけれども、特定健診の受診率というのでしょうか、それはどんな感じなのでしょうか。

（健康づくり部参事兼国保年金課長） 現在特定健診に関する評価ポイントとしては、今特定健診の計画というのがございまして、それぞれ県が示すものは60%ということになります。この60%を達成している場合については、評価の点数については25というのがあります。全自治体の上位3割以上というものが20ポイント、20点です。現在鴻巣市においては、全自治体の上位5割以上ということで15ポイントになります。そのほか例えば2年前と比べて受診率が3ポイント以上上がるだとか、細かく分かれていますのですが、そういったものもあると。保健指導についても同様な部分がございます。実はそれぞれの被保険者の方が受診していただければそういった評価もいただけて、結果的には保険者努力支援も増額するということになるというのは、今回の努力支援の中には組み込まれているということになります。

以上です。

（諏訪） あと、3番の財産収入のところでは基金の利子がここに計上されておりますけれども、この利子というのは普通預金であったり、いろいろかなと思うのですが、こういったところに預け入れた利子なのでしょ



うか。

(健康づくり部参事兼国保年金課長)この基金運用利子につきましては、一般会計の基金と一緒に会計のほうで運用されるということになりますので、こちらのほうとしては大変申しわけない、どれということではなくて、示された配分の中で予算措置をさせていただいているところです。以上です。

(諏訪)では、歳出のほうですが、ちょっとよくわかりづらいものがありまして、まず2番の保険給付費の中の3の移送費なのですけれども、医師の指示によって移送するという事なのですが、具体的にどういったものなのかがちょっとよくわからないのですが。

(健康づくり部参事兼国保年金課長)いわゆる転院だとか、そういった部分で医療機関から医療機関に移る場合とかそういったもの、あとは例えば臓器移植する際の輸送手段、そういったものというのがこれに該当することになります。給付については、一応全額ということで制度になっておりまして、実際のところそういった事例は余りないという状況になりますけれども。

以上です。

(諏訪)移送に関しては転院というのは本人の希望ではなく、病院側で例えばもう期間が3カ月だからほかの病院探してと言われる場合だとか、あとはその医療機関では処置がなかなか難しいので、別のところと言われる、そういったいわゆる医師の指示だと思われるような転院の場合が時々見聞きしますけれども、そういったものはここに当てはまらないのでしょうか。

(健康づくり部参事兼国保年金課長)基本的には医師がその医療機関で診療できない、例えば専門外の治療が必要だとかいう場合、その指示に従って移送した場合の費用ということになりますので、例えば症状が軽くなったのでほかに移ってくれとか、そういった部分については医師の指示ということではないと思いますので、あくまでも治療の部分について医師の指示で移った場合というふうに……のときに対象になります。これは、あくまでも被保険者の申請に基づいてということになるの

で、恐らく医療機関のそれぞれのケースワーカーさんがこれ申請できますよとかという部分では説明のほうをするという形になっているかと思えます。

以上です。

（諏訪） こういった項目があるということはなかなか知り得ないことだと思うのです。多分病院のソーシャルワーカーさんなんかもこういった移送費の説明というのは、私も今まで何度か転院に立ち会ったことがあるのですが、一度も受けたことがなかったのです。独自に介護タクシーだとか民間の救急車をお願いをしたりしたケースがあるのですけれども、国保であって国保に加入をされていて該当するものであれば移送費の申請なのですけれども、それは一旦払ってから後日国保のほうにお持ちするという、そういった申請の仕方になるのでしょうか。

（健康づくり部参事兼国保年金課長） 基本的には移送に何を使ったのかという部分が当然あるかと思えます。あとは医師の指示があったのか、緊急でやむを得ない理由があったのか、そういった部分が加味されますので、そういう必要書類があればこちらのほうに申請をしていただいて審査をさせていただくという形になります。

以上です。

（諏訪） 最後になりますけれども、先ほどの特定健診でいわゆる追っての指導といいますか、そういったものを委託していると思うのです。例えばメタボリックシンドロームだとかいったときに、医療機関から通知が来たりしているという方もいらっしゃるのですけれども、たまたまなのですけれども、ご自分が受けたことのない医療機関からそういったデータをもとに指導の勧告というのでしょうか、そういった連絡が来ましたという方もいらっしゃるのですけれども、こういった医療機関に委託をされているのかを伺いたいと思えます。

（健康づくり部参事兼国保年金課長） 特定保健指導につきましては、熊谷にありますティーエムクリニックというところに委託しております。基本的には特定健診の結果及び人間ドックの結果をもとに階層化をして通知を差し上げている次第なのですが、申し込みもしくは特定健診の利

用券には健診結果を保健事業のほうに活用させていただきますということで文書では記入をさせていただいているというところ。またこちらのほうと業者のほう、連名で鴻巣の国保年金課から委託を受けてというふうな形で文書のほうはお出ししているのですが、全部のところそれが記入されているかというところとそうでない部分もありますので、極力今後市のほうからの委託を受けてというのを前面に出して通知するような文書に改正するなり、そういった努力は必要というふうには考えております。以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第29号 平成31年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時07分)



(開議 午後2時28分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第31号 平成31年度鴻巣市介護保険特別会計予算について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(川崎) それでは、歳出のところなのですが、3款地域支援事業費ということで、1項介護予防生活支援サービス事業費が前年度よりも6,000万増というふうになっております。率にして41.8%ということでございます。この内容について今も説明をしていただきましたけれども、さらに詳細な説明をお願いしたいと思います。

(長寿いきがい課長) 先ほどご説明したとおり、介護予防事業で通所サービス、デイサービスと、それから訪問介護、ヘルパーですね、をやっておったのですが、それが全て要支援1の方を対象としたものはこちらの介護予防生活支援サービス事業のほうに移りました。要支援1、2の方に関しましては、認定率が鴻巣市が12.5%前後を推移しております。費用の伸びとしては大きくはないのですが、そのほかに総合事業として基本チェックリストで介護予防サービスを使えるというのが平成29年度から開始になりました。この大きく伸びている部分に関しましては、基本チェックリストの該当者が通所介護サービス、デイサービスとヘルパーのサービスを使っている部分の伸びが非常に大きいので、ここの部分の伸び、41%になっているということでございます。以上です。

(川崎) 基本チェックリストについてなのですが、これお年に関係なく、実際に要支援1でも2でもないのだけれども、基本チェックリストに該当したということで、8月、デイサービスを使っているという利用者も私は存じているのですが、この基本チェックリストの該当者については、このサービスを使っている該当者というのは主に何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。できれば要支援1、2と基本チェックリストというふうに分けて出ますでしょうか。

(委員長) 後で調べてもらって答えるようにして、次。

(川崎) では、それは後でいただければと思います。

そうしましたら、今度いわゆる特養への入所者ということで、原則ですが、今要介護3以上の方というふうになっているわけで、そうした意味では待機者が随分少なくなっているのかとは思いますが、その数というのはいくらですか。

(長寿いきがい課長) 平成30年4月1日での県の調査になりますけれども、鴻巣市での待機者数は189名になります。これは、要介護1から要介護5までの方が全て対象となったものでございます。

(川崎) 要介護1から5までの全ての数ということでございましたけれども、これはちょっと確認になるのですけれども、さまざまな事情があった場合は別として、原則は要介護3以上が条件というふうになるかと思うのですけれども、要介護1あるいは2という方も待機者としているということについてはどのような理由というふうにご考えられるのでしょうか。

(長寿いきがい課長) 例えば独居で介護していただける方がいないとか、その本人の方の要介護、状態としてはまだ1、2の状態に見えるのですが、実際には認知が進み始めていて、もう3に近いのではないかという判断ができる方とか、そういう方を各特養が審査をいたしまして、それであればとりあえずは登録のほうを受け入れますということで出た数字になっております。

以上です。

(川崎) わかりました。

それでは最後に、地域包括ケアシステムということについて、国ではずっとそのことを提唱して、そこに合わせて本市のほうでもいろいろな努力されていることかと思っております。その中でどこまで進捗ということが本市でできているのかお伺いしたいと思います。

(長寿いきがい課長) 地域包括ケアシステムということになりますと、大きく分けると医療と介護の連携の部分、それから高齢者が地元で暮らしていくためのいろいろな介護保険ではないサービスの部分、それから暮らしていくため、認知症とかそのようなサポートの部分のようなもの

のが国のほうで提示しているものになります。まず、医療、介護の連携に関しましては、在宅医療の連携センターというのをことしから医師会さんに委託をして始めておりまして、かかりつけ医であるとか往診医というような方をセンターが紹介するような形で、在宅で高齢者の方が暮らしていけるような形のところまではできております。ただ、介護と医療の完全な連携という部分、それは情報連携の部分であったりとか意識の部分であったりとか、そういう部分なのですけれども、そのところは残念ながらまだできていないというところになります。

それから、高齢者が地元で暮らすための介護ではない、福祉部門でもないサービスというところになりますけれども、ここに関しましては大きな市としての方針ということで、生活支援体制支え合い推進会議という民生委員さんですとか自治会長さんとかを構成委員とする会議を開いて、何度か会議を進めておりまして、これが第1層と言われる鴻巣市の進むべき道を考えているところになります。30年度から31年度にかけて2層と言われる地元に入って行って、何かしらサービスをつくったりとか見つけていくという作業をやらなければいけないのですが、これが今やっと取りかかったところで、地域によってどういうものがあるかというのをこれから見つけていくところ、これが道半ばの部分になっております。

それから、認知症の部分に関しましては、これは済生会さんが北足立の部分の認知症の疾患医療センターも持っておりますので、このサポートに関しては一番進んでいる状態になるかと思っております。地域包括ケアシステムの行政がやるべき部分ということだと、この辺が今進捗状況になります。

以上です。

（諏訪）歳出なのですけれども、先ほども基本チェックリストでサービス導入がかなり多かったということでございますけれども、その割には介護認定の調査費用というのですか、これがそれほど減っていないと思うのですけれども、済みません、認定調査に係る費用が大きく下がったわけでもなく、逆に上がっているのですけれども、これはどういった

ことでしょうか。

（長寿いきがい課長）要支援 1、2 というのは認定審査のほうでやるものになるのですけれども、基本チェックリストというのは介護認定審査は全然要らないのです。1枚のチェックリストで何項目か該当すると、ここの介護予防生活支援サービス事業は使えますので、この事業費が伸びているのは認定審査ではない、本当にチェックリストでデイサービス、ヘルパーが使える人がふえているという部分で事業費の伸びが大きくなっているということになります。

以上です。

（諏訪）ちょっと聞き方が間違っただと思いますが、1款の総務費の介護認定調査費、3項ですか、ここの調査費が伸びています、前年度より。基本チェックリストを使うことで認定調査の費用は逆に下がるのかなと思ったのですけれども。

（長寿いきがい課長）介護認定の更新なのですが、平成30年度に1年から2年に延びております。平成30年度はその端境期に入っております、更新の方が減っております。それが今度、31年度は2年サイクルが復活してそのままになりますので、今回の増額は通常の認定の更新の方になったことでの増額ということになります。

以上です。

（諏訪）先ほども出ましたが、地域ケア会議なのですけれども、ここが結構重要な役割を示していくのかしらと思っているのです。といいますのは、鴻巣市では余り件数がなかったと思うのですけれども、要介護 1、2の方々の訪問介護の回数に限度を設けたのですけれども、そういったケアプランのチェックをする役割もケア会議の中で行うというふうに聞いておりますけれども、このケア会議がどのくらいの頻度で開かれていて、内容はどうであったのかを伺います。

（長寿いきがい課長）地域ケア会議は、毎月1回開催しております。ケアプランに関しましては、大体3件から4件ぐらいのケアプランをチェックしていくというか、チェックではないですね。チェックというとケアマネジャーさんに失礼になります。これは、あくまでも多職種がケア

プランのアドバイスをするという考え方をしていただければと思うのです。ケアプランを修正するわけではなく、例えば理学療法士の考えだったらこういうケアプランだったらどうでしょうか、栄養士さんだったらこういう部分の視点を入れたらどうでしょうかというようなアドバイスをして、よりよいケアプランをつくるということです。チェックとって間違っているとか正しいとかという判定をするところではございません。ケアマネジャーさんにもっと勉強して、こういうようないいケアプランをつくってほしいというような位置づけでやっているものでございます。

以上です。

（諏訪）ケア会議に持ち込むケアプラン、毎月3件から4件ぐらいあるということなのですが、これは自主的に今回こういうのを出したいというようなことなのか、それともある程度ケースがあって、それに当てはまるようなものが抽出されるのかを伺います。

（長寿いきがい課長）市のほうで居宅介護支援事業所を選びまして、その中で要支援2、それから要介護1、2ですか、方のケアプランを出していただくということでお願いしておりますので、自主的なお話ではなくて、市のほうからの提出のお願いという形になります。

以上です。

（諏訪）そのプランの中身なのですけれども、今どちらかという軽度者の方のプランを持ち込んで、皆さんで協議するということなのですけれども、選ばれたからにはどういったふうにこのケア会議の中で協議がされたかという、そういったことはわかりますでしょうか。

（長寿いきがい課長）済みません。そこに関してはちょっと細かい資料はないのですけれども、やはり先ほどお話をしました、ケアマネジャーではない別の資格の方、栄養士さん、それから理学療法士さん、それから……そのような方たちの視点でこういうものをもっと見たほうがいい、特に理学療法士さんなんかですと運動機能の関係とかの話ですとか、それから栄養士さんでしたら食事、口腔のお話だとか、そういう視点を入れないと、介護予防ではないですけれども、よくなる方向のケアプラ



ンにはならないですよねというような話の中で議論しているというふう  
に聞いておりますので、方針は現状維持または少しでもよくなればとい  
うような視点になるというふうに考えております。

以上です。

（諏訪）それで、プランの変更をしたケースだとか、それとそういった  
アドバイスをもらって、例えばそれまで週1回だった体操教室が2回に  
なるとか、サービスがふえるとかいったことは、それとも逆にサービ  
スを減らしたとか、これは余分なサービスではないでしょうかというよう  
なことで減らしたというようなことは個々にありましたでしょうか。

（長寿いきがい課長）ケアプラン会議の中でのそういう提案に関しての  
報告というのは後で受けておりますので、何らかの修正はしているとは  
思いますが、個々のケアプランをどこまで訂正かけたかというのは、ち  
よっとそこまでの細かい報告を受けておりませんでしたので、ただサー  
ビスの種類によっては介護ではない部分も盛り込んだらどうでしょうか  
というのがこのケア会議の中で出てくるお話になりますので、介護保  
険的な話ではない視点が大分入っているようでございます。

以上です。

（諏訪）最後なのですけれども、総合支援事業を行う事業者がなかなか  
ふえていないと思いますけれども、現状はどのようになっているか伺い  
ます。

（長寿いきがい課長）はつらつのヘルパーのほうに関しましては、やは  
り残念ながら利用されている方はございません。はつらつのデイサービ  
スに関しては、幾らか利用者は伸びているのですけれども、逆に事業者  
のほうで8割の……通常のデイサービスから比べると8割の金額で運用  
していただくという形になっていきますので、余りもうからないのです。  
ですので、どうしても積極的な形をまだとれていないところ、それは働  
き手の問題もちょっと出てくるので、そこのところは31年度以降、はつ  
らつのデイサービスのてこ入れは考えているところでございますので、  
要はサービスを提供する側の様子を見ていかなければいけないと思っ  
ていますので、そこのところに対応していきたいと思っています。

以上です。

(諏訪) はつらつデイに関しては、3事業者が行っていたと思うのですが、現在もその事業者のままでしょうか。

(長寿いきがい課長) はい。委員のおっしゃるとおり、3事業所のままでございます。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時08分)



(開議 午後3時10分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(加藤) ちょっと1点だけなのですが、基本チェックリストのことでお聞きしたいのですが、以前はたしか55歳ですか、なると全員に郵送して、それをみんな返信してくださいということでやっていたかと思うのです。今はそういうことではなくて、どういうシステムでやって、その結果総合事業の中でそういうことを受けるとか受けないとかって、そこはどのようなシステムになっているのですか。

(長寿いきがい課長) 過去に2次予防事業という事業がございました。それが65歳以上の方全員に、こちらの国保の特定健診に似ているものになるのですけれども、送っていただいて返送したもので、その中でチェックをかけていって、介護予防事業が必要な方というのを市側で抽出をかけて、その方を介護予防事業にお誘いをして介護にならないようにするという事業でございました。これは、実のところ27年だったか26年、済みません、ちょっと年度まではうる覚えなのですが、国が効果なしというふうにはっきりと言ってやめております。それにかわるものとして、この介護予防生活支援サービス事業というものをやるというふうに進めているところが現状でございまして、そのチェックで、こちらで抽出をかけるのではなく、やはり必要な方は自分から申し出てチェックリストをやって、該当したらもう介護予防事業に参加できるというふうな考え方になったものでございます。ですので、前の2次予防ですとこちらで

制限をかけていましたが、今は介護のサービスが使いたいという方でチェックリストをやって、何かしら該当した方が事業該当者という言い方をして通所相当サービス、または訪問相当サービス、または基準緩和型のはつらつ型のサービス、このサービスであれば、ボリュームは決まっていますが、使えるという話になっております。

以上です。

（加藤）それで、だから今現在は自分で自主的にチェックリストというか、あれをいただいて、それでチェックして、それを行政に持ってきて、利用できるという、はつらつサービスとか何かが利用できるというのは、それは本当に個人でそれをやるという今システムになっているという理解でいいのですか。

（長寿いきがい課長）現実としては、ご本人様が直接来てチェックリストをやるというのはほぼなくて、やはり地域包括支援センターがこの方は認定をとったほうがいいのか、それとも基本チェックリストで介護のサービスを使ったほうが介護予防に通じるのかというのを考えて、大体は代行しているとかやっていく形になりますので、ご本人が見えてチェックリストをやらせてくださいというのは余り実はないものになります。

以上です。

（加藤）というのは、先ほど3事業所だけがこれをやっているというふうな話ですよ。1つは吹上苑かなと思うのですけれども、あと2つはどこか、それも聞きたいのですが、たまたま吹上苑に、あれは支部社協の関係で、私なんか福祉の関係であちこちそういう事業所なんかというか、施設を歩いているのですが、たまたま今年度の中で支部社協の福祉委員の人の見学会をするという、そういう行事があって、たまたま吹上苑に行って、このチェックリストでやった、はつらつサービスみたいなのが始まってからは私も行ったことがなくて、初めて行ったわけです。そうしましたら、基本チェックリストでやった方がここでいろんな介護予防的なことをできるのですよと、皆さんもどうぞというふうな、そんな簡単に、個人的にそれをやって、どうぞ皆さん、体操がある何とか、

何かというそんな説明があったりして、たしか基本チェックリストというのは昔は国でやって、私ある方が1つ、2つチェックしたら認知的なことがあるとってすごく怒っていたおばあちゃんの方がいらして、本当にこれは必要なのかななんて思って、結局それはなくなっていたのです。わかりました。地域包括支援センターのほうでこの方はと、そういうことがあって、そこに行ったときに、ではこれを記入してみてくださいみたいなのとか、そういうことの中でこの方はそういうことを受けたほうがいいなとなったときに、そういうふうに上げてくるということなのですね。

(長寿いきがい課長) 現実には包括へ相談する方というのは、もう介護のサービスを何か使いたいかないというふうに来ている方になりますので、基本チェックリストにするか、それとも包括のほうでやっぱり介護認定までたどったほうがいいのかというのを包括のほうに判断させているところはございます。デイサービス等で何とかなるのであれば、やはり基本チェックリストで、先ほど来、言っておりますとおり、昔から言っている介護予防の通所サービスというのを使えますので、そのような誘導の仕方が多くなっている。現実にはここの予算が、我々の正直な話、予測よりは大きな金額になっていると思います。

以上です。

(加藤) 先ほどの吹上苑と、あとどこどこかあるのか教えてください。

(長寿いきがい課長) もう一つは彩香らんど、それからなでしこになります。済みません。訂正させてください。なでしこでなくて翔裕園です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第31号 平成31年度鴻巣市介護保険特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成31年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) それでは、被保険者の増加ということで、この傾向は2025年度、団塊の世代が75歳になるまで続くということでもございましたけれども、現在の、31年度の被保険者数というのは1万6,221人ということでもございますが、この2025年度にはどのぐらいになるというふうに予測が出ておりますでしょうか。

(健康づくり部参事兼国保年金課長) 2025年度までの被保険者という見込みは、現在のところ確定数字ということはいたしておりませんが、年間約800人ぐらい増加しているということになります。ただ、実質の加入者というのは実はこの倍近くいらっしゃるという状況で、約半数とは言わないのですが、4割強の方が資格のほうを喪失、いわゆる死亡しているというのが事実です。ですから、実質一時的にでも加入される方は、実はこの800人という形ではなくて、1,500人とか、そういう形の方がふえています。単純に申し上げますと、この年間700人、800人ずつふえていくということになりますので、2025年までについては今から6年ぐらいありますので、4,800、5,000人ぐらいふえていくというふうな考え方もあるかと思えます。

以上です。

(川崎) では、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金の後期高齢者医療広域連合負担金についてなのですからけれども、システムの入れかえによりというご説明だったかと思いますが、30年度よりも31年度の予算額が減っているということですが、この今後の見通しというのはどうなのでしょう。

(健康づくり部参事兼国保年金課長) 31年度につきましては、システム入れかえが終了後ということで、30年度に比べると500万円ほど実質的には予算のほうが減少しているということになりますけれども、これは被保険者数の人数割だとか、そういった部分で決まってくる。市町村の共通経費というのを全県的な県内人口と75歳以上の被保険者で割るということになるのですが、経費自体が恐らく被保険者がふえてきますので、当然従事する人数も確保しなくてはいけない、もしくは臨時職員も入れなくてはならないという状況の中では、負担という意味だとふえていくというような推測を立てております。

以上です。

(川崎) それでは最後に、これは参考として載せていただいているのですが、後期高齢者の1人当たり医療費の状況ということが載っております。平成26年度から29年度までということで載っております。1人当たりの医療費はさまざまな推移があるわけなのですけれども、63市町の中でいうならば今51位という状況になっております。この順位だけ見ますと、昨年よりは……この順位については要するに県内では低いというふうに捉えていいのか、平均よりも低いというふうに捉えていいのかどうか、この数字についてどのように把握されていますでしょうか。

(健康づくり部参事兼国保年金課長) 参考ということで右側一番下のほうに記載させていただいているところなのですけれども、鴻巣市は確かに県平均よりは下だというふうに認識しております。見方はいろいろあるかと思うのですが、1人当たりの、多少、年によってばらつきはあるものの、常に平均以下を推移しているという中では、いわゆる被保険者の数だとか医療にかかる人の割合だとかその辺、あとは医療機関の立地条件とかによってさまざまになってくるかと思えます。一概にこれ平均

以下だからという形で喜んでいるということではなくて、やはり健康増進というか、そういった部分を狙いながらこの1人当たりの医療費についてはなお削減する余地があるというふうには考えておりますけれども、数字だけを見た場合についてはやはり県内でも比較的下のほうという位置づけになっておりまして、当然負担する医療費についても低い数字という形にはなります。ただ、全体的な後期高齢者の人数だとかもふえているというのも事実であります。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第34号 平成31年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては、委員長に一任願います。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後3時30分)